

Title	グレゴリウス改革とバイエルン・ 後編：歴史的地域研究試論
Sub Title	Gregorianische Reform und Bayern. II. Teil : ein geschichtlich-landeskundlicher Versuch
Author	森田, 茂(Morita, Shigeru)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. ドイツ語学・ 文学 No.34 (2002. 3) ,p.1- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032372-20020331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

グレゴリウス改革とバイエルン 後編*

—— 歴史的地域研究試論 ——

森 田 茂

4. ザーリア朝とグレゴリウス改革

「叙任権闘争」と言うとき堅苦しく響くが、現実には高位聖職者の叙任「行為」を巡るローマ教皇庁と東フランク王国の対決、と言ってよい。所謂、叙任「権」の側面は、「叙任権闘争」の最終段階で論戦と武闘のせめぎあいにより約定されるものであって、これは、妥協の産物、としか言いようがない。重要なのは、俗権による叙任「行為」がシモニア及びニコラティズムの悪弊と密接に関わっていた点である。この点を見落とすと、叙任を巡る両者の対決が、西方ヨーロッパ東部の一小国の権力的視座と、一神教を奉ずる権威主義的集団の視座の間で戦わされた覇権争い、としか受け止められなくなる。しかし、そういう側面もこの「闘争」には無きにしも非ず。同じ血を享け同じような体格に育った兄弟が、その各々の背後にやはり同質の利益集団を控えさせながら戦った争い、と言えないこともない。思想を欠落させた戦いは必然的に単なる暴力の応酬に墮する。この「叙任権闘争」も、末期に近づけば近づくほど、無意味な暴力が横行する。だからと言って、この「闘争」に思想なり信条なりが完全に欠けていたかと言うと、そういうことも言えない。両者が自らの叙任「行為」を正当化する根拠は、片やペテロを通じて神から教皇に与えられた「つなぐ力と解く力」の信念であり、片や「塗油」に基づ

* 「グレゴリウス改革とバイエルン・前編」は本紀要第33号51-132ページ所載。

く「国王即神の代理者」的な神政観念である。これらの「信念」「観念」を基盤に叙任「行為」に対する自己の「権利」を主張して争われたのが「叙任権闘争」であった。兎も角、この対決が、キリスト教カトリック信仰の腐敗・墮落に一応の暫時の歯止めを掛け、西方ヨーロッパ、特に東フランク王国圏、の国家体制確立を結果した意義は大きい。以上のような観点に立って「叙任権闘争」とその時代のバイエルンについて以下に述べる。

1024年、ハインリヒ2世が死去したことによりオットー朝は男系子孫が絶え、オットー1世の息女リットガルドの曾孫コンラート2世 Konrad II. (*990?-在位 1024-皇帝 1027-1039) が、従兄弟コンラート・ジュニア Konrad der Jüngere (†1039) の国王立候補見送りにより、国王に選出される¹⁾。コンラート2世に始まるこの東フランク王国王朝は「ザーリャ朝²⁾ Salier」と呼ばれる。

バイエルン太公から東フランク王国国王になったハインリヒ2世は国王になってからも太公兼務期間が長かったため³⁾、王国とバイエルンの結び付きは強かった。そこで1026年にリツェルブルク Lützelburg (=Luxemburg) 家のバイエルン太公ハインリヒ5世 Heinrich V. (在位 1004-1009, 1018-1026)

-
- 1) リットガルドの夫がロートリングゲン太公コンラート赤毛公で、彼らの子息でコンラート2世の祖父がヴォルムスの或いはケルンテンのオットー。尚、コンラート2世の従兄弟コンラート・ジュニアも同様にヴォルムスのオットーを祖父としていたため、コンラート2世は、国王選挙で対立候補になる可能性が強かったコンラート・ジュニアにケルンテン太公領を与えることを約束して、彼の国王への立候補を断念させた。コンラート2世はコンラート・ジュニアへのこの約束を1036年2月に実行した。
 - 2) T. Struve, in: LMA, Bd. VII, Sp.1300f.によれば、この王朝は当初からザーリャ朝と名付けられた訳ではなく12世紀からそのように呼ばれ出し中世後期になって一般化した。言うまでもなくザーリャは西ゲルマン民族フランク族の主力部族で、それに因んでの呼び名である。尚、Brockhaus, Bd. 19, S.96によれば、SalierのSal-は「支配 Herrschaft」の意の古高ドイツ語 salが語源となる。
 - 3) 国王ハインリヒ2世がバイエルン太公ハインリヒ4世としてバイエルン太公を務めた期間は、995年から1004年まで、と、1009年から1018年まで。

が死去すると、新国王コンラート2世は、1027年、バイエルンをオットー朝から遠ざけてザーリア王家の権力基盤にすることを意図、当時10歳の子息ハインリヒをハインリヒ6世 Heinrich VI. (*1017-バイエルン太公在位1027-1042, 1047-1049⁴⁾、国王 Heinrich III. として在位1028/1039-皇帝1046-1056) としてバイエルン太公に任じる。すると、コンラート2世の義子でシュヴァーベン太公エルンスト2世⁵⁾ Ernst II. (*1007-†1030) は、ブルグンド王国の遺領を巡ってハインリヒ2世と争ったヴェルフ家 Welfen の伯ヴェルフ2世 Welf II. (†1030) の支持を得て叛乱を起こすが、東フランク王国及びバイエルンの大勢には影響せず、ヴェルフ2世の伯領、ブレンナー Brenner 峠に通じるイン河谷及びアイザク河谷地域、がコンラート2世により召し上げられる。ヴェルフ家とバイエルンとの関わりはこの時に始まったのではなく、古くは、ルートヴィヒ1世敬虔帝の王妃ユーディット Judith (†843)、敬虔帝の子息ルートヴィヒ2世ドイツ人王の王妃ヘンマ Hemma 或は Emma (†876) の両人がヴェルフ家の出身であった（尚、ヘンマはユーディットの妹）。ヴェルフ2世以後、ヴェルフ家はバイエルンと密接に関わってくる。

コンラート2世は、王領地の管理などのために多くの家人⁶⁾ Ministerialen を国政に導入し、また、オットー朝国王同様、国政の拠り所を王国教会に求め、王国教会及び僧院に財政的支援を要請する。そのため、後の教会改革派から「シモニア（＝聖職売買）」の非難を浴びることになる。彼はハインリヒ

4) Max Spindler (hg.), Handbuch der bayerischen Geschichte, Bd. I, zweite, überarb. Aufl., München, Beck, 1981. S.668 によれば表記の通りであるが、K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.317 によれば1047-1049年の間は空位、とされる。

5) LMA, Bd. III, Sp.2179 によれば、エルンスト2世の実母ギーゼラにとっては国王コンラート2世は三人目の夫。エルンスト2世はシュヴァーベン太公エルンスト1世 (*984 以前-†1015) の実子。

6) 国政運営上、政治面・軍事面・経済面で活用された非自由民を言い、彼らは従属性が強かったため為政者にとっては使い易かった。能力的に優れた家人は中世盛期には騎士に取り立てられ、更に貴族にも叙せられた。

2世のような宗教的素養は持たなかったが、シュパィア Speyer に大聖堂の建立を開始してザーリア王家の墓所を予定するなど、宗教面での貢献もあった。また彼は、1026年、ロンバルディア Lombardei (＜ランゴバルド) に攻め入って王位に即き、更に1033年、ブルグンド王国を獲得、国域を広げるなどの成果を挙げた。

国王コンラート2世の後を襲って即位したのは、既に1028年、後継国王に選出されていたその長子ハインリヒ3世 (*1017-1028/1039-皇帝1046-1056) で、彼は即位したとき既に、バイエルン及びシュヴァーベンの太公、ブルグンド国王を兼務していた。彼の治世下で東フランク王国の権勢はその頂点に達する。彼の二度目の妻アグネス Agnes (*1025?-結婚1043-†1077) は、教会改革の中心地の一つともされるクリュニー Cluny 僧院を建立したアキタニア太公家の出であった。その妻の影響を受けてもいたのであろう、彼は改革運動に理解を示し、僧院改革運動の理論的指導者ペトルス・ダミアーニ Petrus Damiani やクリュニー僧院第6代院長フーゴー (或はユーク)⁷⁾ Hugo

7) 日立デジタル平凡社「世界大百科事典—CD-ROM版」1998年、及びLMA, Bd. VI, Sp.1970f. 及びBd. V, Sp. 165f. 等によれば、ラヴェンナ生まれのペトルス・ダミアーニ (*1007-†1072) はイタリアのベネディクト会の僧、穩健改革派の枢機卿。1035年フォンテ・アヴェラ Fonte Avellana 僧院に入り、43年頃その院長となる。叙任権闘争の始まりつつある時代にあって彼は、聖職者が世俗の皇帝から叙任されることは「聖職売買」としてこれを弾劾、そのような聖職者が授ける秘蹟の有効性についても疑問を呈し、僧院規律の厳格化を主張した。神学における当時の人文主義的傾向に反対し、論理学や弁証法が神学の中に入り込む余地は無いとし、著作「神の全能について De divina omnipotentia」で、これらは言わば「主人の侍女」に過ぎない、と述べる。「神学の侍女」というスコラ学のモットーはこの彼の言葉に由来する。クリュニーのフーゴーは、クリュニー僧院の第6代院長 (在任1049-1109) で、1088年に当時のヨーロッパ最大の、殆どゴシック大聖堂に匹敵する規模 (長さ約182m) のクリュニー僧院第3聖堂の建設を開始したことで知られる (完成は1130年頃)。彼は1051年、ハインリヒ4世の洗礼に当たってその代父を務める。このことがしかし彼を皇帝側に就かせることもなく、また教皇側との対立関係に陥らせることもなかった。困難な時代における彼の活動は対立する皇帝と教皇の調停役にあったと同時に、多くの知己を

von Cluny と親交を結ぶ。ハインリヒ 3 世は「国王にして祭司 rex et sacerdos」の重責を十分に自覚していた。広い教養を備えた新国王は、稀に見る宗教的熱意に支えられて、法と平和と正義に基づく施政を行う。彼も王国教会制度に支えられて統治を行ったが、彼の教会刷新への意図は、これまでの諸国王とはその立脚点が異なった。つまり、彼の教会改革への熱意は、東フランク王国の崩壊を避けるためではなく、教会の持つ権威そのものの確立のためだった。また、彼の 1046 年のローマ教皇座への介入⁸⁾は、彼のエゴイズムに発したのではなく、ローマの豪族たちの手から教皇座を引き離し、キリスト教界の首長としての教皇の権威を回復するため、また教皇権の独立強化のためであった。ハインリヒ 3 世にとっては教皇座の改革は、支配のための手段ではなく、国王にして祭司、として果たすべき当然の責務であった。従って、後の改革教皇座 Reformpapsttum の基盤造りをしたのは他ならぬ皇帝ハインリヒ 3 世その人だった。

彼は教皇座の改革のために連続して 4 人の教皇をローマに送り込むと同時に、オットー朝に始まる王国教会制度を完成させる、という現実政治の要請にも応えた。しかし、この王国教会政策は、バイエルンから見れば、歓迎さ

通して彼は僧院の基盤を固め、クリュニー僧院は、彼の院長時代に多くの下位（＝系列）僧院を抱え、先述のように第 3 聖堂を建設しなければ僧会が開けないほどの大勢力に発展した。

- 8) ハインリヒ 3 世に任命された教皇は、クレメンス 2 世（在位 1046-1047）、ダマス 2 世（在位 1048）、レオ 9 世（在位 1049-1054）、ヴィクトル 2 世（在位 1055-1057）。Rudolf Schieffer, *Altbayern, Franken und Schwaben*, in: Walter Brandmüller (hg.), *Handbuch der bayerischen Kirchengeschichte*, Bd. I, 1, St. Ottilien, EOS-Verl., 1998. S.230 によれば、彼らはいずれも司教職を兼任しているため、東フランク王国の王国教会制度の中に身を置くことにもなる。彼らの内、クレメンス 2 世（＝バンベルク司教スイドガー Suidger）は 1046 年 12 月 25 日ローマでハインリヒ 3 世に帝位を授ける。また彼は、ハインリヒ 3 世と手を携え、広がりを見せている聖職売買、聖職者を巡るその他の悪弊の除去・矯正に乗り出そうとしたが、1047 年 10 月死亡する。教皇としてはアルプス北に只一人、その遺骸がバンベルクの大聖堂に横たわる。

るべきものではなかった。何故ならば、オットー朝の国王に続いてコンラート2世もハインリヒ3世も、東フランク王国にとって重要な領域を信頼できる聖界諸侯の所領に編入し、その際、バイエルン領が次々と削り取られて行ったからである。既にハインリヒ2世が1004年にヴェローナ辺境領に属していたトリエントをトリエント司教に授与し、1027年にはコンラート2世がバイエルン所属のポーツェンとシュヴァーベン所属のヴィンチガウ Vintschgau をやはりトリエント司教に与えた。コンラート2世は更に義子シュヴァーベン太公エルンスト2世の起こした叛乱に加勢した伯ヴェルフ2世から取り上げたブレンナー峠に通じるイン河谷及びバイザク河谷をブリクセン司教に授ける。後のハインリヒ4世は、更にプスタ河谷も同司教に与え、1077年1月のカノッサ Canossa の変革を節目に、クライン Krain, イストリア, フリアール辺境領をアキレリア大司教領に編入する、という具合。バイエルンがイタリアへの通路として重要な位置を占めていたことがその大きな要因であった。

神権政治を進めたハインリヒ3世ではあったが、彼の統治の晩期には、東フランク王国の諸侯を始めとする豪族たちが、聖職者との協議を重視し各地部族の利害を無視する彼の専制的支配に抵抗し始め、陰湿な叛乱の予兆が現れてくる。東方では既に多くの問題が起こっていたため、ハインリヒ3世は、バイエルンのノルトガウにボヘミア人対策としてカーム Cham 辺境伯領とナーブブルク Nabburg 辺境伯領及びボヘミア辺境伯領 Böhmische Mark を設置、ハンガリー人対策としてライタ河 Leitha とマルヒ河 March (いずれもドナウ支流) に沿ってハンガリー辺境伯領を設置する。この施策はこれら森林地帯の植民をも可能にした。

ハインリヒ3世は、ローマ教皇ヴィクトル2世とレーゲンスブルク司教ゲブハルト Gebhard に看取られて、教皇ヴィクトル2世と王妃アグネスに幼い後継者の後見を託しつつ1056年10月死去する。

ハインリヒ3世の後を継いだのは、その長子ハインリヒ4世 Heinrich IV. (*1050-国王1054/1056-親政1065-皇帝1084-†1106) で、後見役に指定された教

皇ヴィクトル2世は1057年に他界したため、この若い国王の後見を王妃アグネス一人が引き受けることになる。しかし王妃アグネスは反抗するハンガリー人を抑えることができない。彼女は、摂政役の他、バイエルン太公職をも兼務していたが、太公職を手放す決心をし、1061年初めバイエルン太公にザクセン人のノルトハイムのオットー伯 Graf Otto von Nordheim (*1020-在位1061-1070-†1083)を任命する。敬虔なキリスト教徒アグネスは、国王の持つ教会高権を行使してバンベルク、アイヒシュテット、ザルツブルク、レーゲンスブルクの司教を任命する。更にアグネスは、ニコラウス2世 Nicolaus II. (在位1058-1061)の死後、その後任として改革反対派の北イタリア司教たちからパルマ Parma 司教カダルス Cadalus の教皇就任の要請を受け、迂闊にもそれを承認してしまう。彼はホノリウス2世 Honorius II. (在位1061-1064)を名乗るが、ローマでは既にルッカ司教アンセルム1世 Anselm I. がアレクサンダー2世 Alexander II. (在位1061-1073)として教皇に選出されていた――教皇座の分裂である。前王死去後たった5年を経たこと。このようなアグネスの行動は、教会改革推進者としてのザーリア朝の役割からの離別、時代を規定する力との連帯の喪失を意味した⁹⁾。このような事態を生んだ皇太后アグネスをケルン大司教アンノ2世 Anno II.を中心とするグループは批判、1062年4月初旬、カイザスヴェット Kaiserswerth でハインリヒ4世を誘拐、統治能力を欠くアグネスの摂政退任を要求、国王が成人するまで司教団による共同後見を組織、実践する。彼らは、当然のことながら、教皇座の分裂解消を急務と考え、1062年のアックスブルク王国教会会議でアレクサンダー2世の優勢を承認、1064年5月のマントゥア Mantua での教会会議で教皇座分裂を解消するが、摂政に関してはブレーメン大司教アーダルベルト Adalbert が後見役を独占する。

1065年3月、ハインリヒ4世は帯刀の儀を経て親政を開始する。それまでに聖俗諸侯の力は強まるばかり、王権の基盤たる王領地は諸侯による名義

9) R. Schieffer, Altbayern, Franken und Schwaben, S.233.

書換えで大幅に減少してしまう。バイエルンの場合、フラウエンキームゼー Frauenchiemsee 僧院が 1062 年にザルツブルクの、クレムスミュンスタ僧院とマツェー僧院が 1063 年にパッサウの、ポリング Polling 僧院が 1065 年にブリクセンの、ベネディクトボィェンが 1065 年にフライジングの、ニードアルティヒとケンプテンが 1065 年にバイエルン及びシュヴァーベンの所有に帰していた¹⁰⁾。ハインリヒ 4 世はザクセンにあるオットー朝に遡る王領地をも取り戻しその一元化を図ろうとする。その時、その近隣に領地を持つバイエルン太公ノルトハイムのオットーと衝突する。オットー太公は幼少の彼をカイザスヴェアトで誘拐した諸侯の一人だった。そのこともあってか、1070 年、ハインリヒ 4 世は太公オットーを解職し、ヴェルフ家のヴェルフ 4 世 Welf IV. (バイエルン太公として：ヴェルフ 1 世，在位 1070-1077, 1096) をその後任に充てる。彼は、機を見るに敏で闊達自在な男。以後ヴェルフ家は、一時期を除き、五世代に互ってバイエルン太公職を務める。

ハインリヒ 4 世の親政は、と言うと、ローマ行きは計画倒れで皇帝即位も疎かにし、王領地奪回作戦もザクセンで不評を招き、国王顧問役の人選も司教の任命も評判芳しからず、王妃ベルタ Bertha との性交渉不成立を理由にした離婚問題¹¹⁾は司教団を当惑させ、という具合。王国教会の籠が緩み、司教らの感覚も前王時代とは大きくずれ、キリスト教界最高の権威者としてのローマ教皇座の重みは増す一方であった以上、彼の施策に批判の出るのも当然であった。

そんな時、ハインリヒ 4 世はミラーノ司教座問題で教皇アレクサンダー 2 世と対立する。ミラーノには当時パタリア Pataria という平信者からなる運動体があり、彼らは、ミラーノの商工業の発展及び都市内部の諸階層の対立、或いはザーリア朝支配に対する民族的反感を背景に、聖職者のニコラティズム(妻帯・蓄妾)並びにシモニアに反対し、その刷新を図ろうとしていた。

10) Ebd., S.234.

11) 山田欣吾, ザクセン朝下の「王国」と「帝国」, in: 成瀬治・他編, ドイツ史 1, 185 ページ。

彼らは教皇座の支援を受けるが、ザーリア朝はこの運動の弾圧を計る。ミラーノは両派の対立の場と化し暴動が絶えない。教皇座もペトルス・ダミアニやヒルデブランド Hildebrand (=後のグレゴリウス7世)を派遣し調整を図る。1071年、余りに淫行とシモニアの弊害の多い大司教ウイド Wido 或は Guido を差し置いて、国王派のミラーノの豪族がミラーノ大司教座副助祭ゴトフリード Gottfried を大司教に推挙すると、ハインリヒ4世はゴトフリードを大司教に叙任し、ミラーノ大司教座の分裂を生み出す。しかしウイドの死後(1072年)、パタリャが教皇特使ヒルデブランドの同席のもとウイドの後任にアトー Atto を選出すると、アレクサンダー2世は、アトー選出の手続きの正当性を評価してアトーを大司教に叙階し、ゴトフリードを破門する¹²⁾。しかしゴトフリードは、王権をバックにしていたからであろうか、居座り続ける。教皇は1073年の四旬節公会議でハインリヒ4世の顧問らをシモニア行為で破門に処する¹³⁾。

ミラーノ大司教叙任問題をきっかけに改革教皇座の対応はハインリヒ4世の身边にまで及び、ザーリア朝国王とローマ教皇の対立が生まれる。しかし、俗権と聖権の拮抗関係が強まりつつある徴候は、既に1020年代から現れていた。それら予徴及び叙任行為の変遷等を以下に概述する。

塗油された皇帝・国王が教会統轄権 *regimina ecclesiastica* を持つ司教等を任命するに至ったのはオットー3世に始まりハインリヒ2世時代に定着した、と考えられる¹⁴⁾。東フランク王国カーロリング朝諸王の時代に遡ると、高位聖職者の叙任は、国王の発議があったとしても、先ず第一に当該地域の聖職者及び信者の意向が反映され、次いで豪族の意思の尊重、会議体での候補者の決定がなされた後に、国王が儀礼的に司教杖を授与することを常態とした。このような手続きによる高位聖職者の選出・叙任が「教会法的選出 *electio*

12) Johannes Laudage, *Gregorianische Reform und Investiturstreit*, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1993, S.33.

13) Ebd., S.73.

14) Ebd., S.12-18.

canonica」の内容である。この場合、注意すべき点の一つは、国王による高位聖職者の叙任は一連の手続きを締めくくるとしてその最終段階で儀礼的に行われた、点であり、もう一点は、国王による叙任行為は、一般には、物件に対する裁量権 *Verfügungsrecht* の供与、と理解されていた点である。その後、東フランク王国諸王は、司教・僧院長への彼らの叙任行為を徐々に任命権 *Besetzungsrecht* へと変質させ、神政観念の強いハインリヒ3世（在位1039-1056）の時代になると、叙任の際、杖のみならず指輪の授与も付加されるのが通例となる¹⁵⁾。叙任における国王の影響力は地域・状況によって異なり、国王が選出された候補者に同意を与えるだけの場合もあれば、拒否する場合もある。更に国王の意中の候補者の選出を義務付ける場合もあれば、国王の地位が強固であれば国王の独断により候補者が決定される場合もあった。イタリアの場合、候補者選定は当初豪族の手中にあったが、オットー3世及びハインリヒ2世の時代になって東フランク王国国王がその決定権を握るようになり、当該地域以外の聖職者を地域の司教等に任命するに至る。フランスの場合、カペー朝諸王が中心的地域において任命権を行使したが、その割合は77司教区中25司教区においてであって¹⁶⁾、決して多いとは言えない。南フランスやブルグンドでは、地域豪族が選定権をほぼ留保していたらしい。イギリスでは諸豪族がこの問題に対して殆ど無関心であったため、国王エドガー Edgar（在位959-975）は、地域の豪族と問題を起こした場合にのみ僧院改革に熱心な聖職者の力を借りつつ、独占的に司教等の任命を行った。従って、「叙任権闘争」が始まる以前の西ヨーロッパにおいて支配者が任命権を独占したのはイギリスと東フランク王国の一部だけであった。このような独占を可能にした背景としては、国王・皇帝には「塗油」に基づく王権の神政的合法性がある、との一般観念が先ず挙げられよう。

このような一般観念も皇帝・国王の職務と司教の職務との違いが明確に意識されるに従って変化した結果、国王による高位聖職者叙任に批判の声が挙

15) Ebd., S.13 u. Anm. I. 7.

16) Ebd., S.14.

がって来たのも当然であろう。それら批判の声に十分な根拠を与えたのが教会法令集で、そこには、国王職の過度の聖化、並びに国王による司教区・僧院の裁量権賦与を否定的に見る原理的規定が充満していた。以下にその具体的な批判内容を見て行く。

ハインリヒ2世時代に、ヴォルムス司教ブルヒアルド Burchard (†1025) が「ブルヒアルド教令集 20 書 Burchardi Decretorum libri viginti」を編纂する。その生まれ及び経歴からしてオットー朝並びに初期ザーリア朝王国教会の典型的な代表者と目される彼が、同書で、教会法を国法 *jus civile* の上位に置き、その第15書で皇帝・国王を俗人と断じ、第3書で「俗権の手を借りてその職に就いた司教はすべて廃位され破門さるべき」と、教令に依拠しつつ、自らの思考を敷衍する¹⁷⁾。

1020年代に、ライヒェナウ僧院長ベルノ Berno (†1048) が「聖ウルリヒ伝 *Vita sancti Udalrici episcopi Augustensis*」を書く。ベルノは、ウルリヒのアックスブルク司教就任は、司教就任の本来の構成要因たる僧集団と住民の意向の表明を受けてなされたもので、国王は同意を与えたのみ、とし、俗人の関与に代って教会法的選出原則が貫かれた、とする¹⁸⁾。これは、聖者伝の分野においても国王による司教決定が批判的に扱われたことを示す。

1048年から1056年の間に、リエージュ司教ワツォ Wazo (†1048) は「リエージュ司教列伝 *Gesta episcoporum Leodiensium*」を書く。その中で彼は、1046年に起こったラヴェンナ司教ヴィドガー Widger の解任問題に関連して、東フランク王国国王ハインリヒ3世には聖職者の不適切な行為を裁く権能は無い、とし、更に、司教は世俗の事柄に関してのみ国王に誠実義務を負うのであって、神から授けられた職域に関わるすべての事柄に関しては教皇にのみ責任を負う、と明言する¹⁹⁾。

1046年に、ハインリヒ3世主催のストリ Sutri での公会議で時のローマ

17) Ebd., S.16 u. Anm. I. 35.

18) Ebd., S.18.

19) Ebd., S.20.

教皇グレゴリウス6世 Gregorius IV. (在位 1045-1046) がシモニアの嫌疑を受けて教皇座を追われ、追放先にはヒルデブランドも同行する。この事件の一年半後、フランスの一部司教が、教皇職への着任並びに教皇職からの解任は教会法上どのような法的前提から可能か、という鑑定をと或る(匿名)鑑定者に依頼する。鑑定内容は、皇帝は聖職者を裁く権限を持たないし、皇帝は、教皇選出の際においても、聖職者の決定に同意するという下位的権限以上のものは要求できない、であった²⁰⁾。ハインリヒ3世の行為は非合法的、と判定される。

以上述べてきたことから明らかなように、教会の自由 *libertas ecclesiae* を求める声は時と共に高まるばかりで、聖権からの俗権の排除を正当化する論拠も明確にされつつあった。レオ9世(在位 1049-1054)が教皇位に就くと、叙任問題は新しい段階を迎える。

1058年から1061年の間に完成した「教皇レオ9世伝 *Vita Leonis IX. papae*」によれば、彼は、ハインリヒ3世に指名されて教皇位に就くことになるが、ヴォルムスの王国会議で次ぎのような爆弾宣言をする：自分は、ローマの聖職者及び市民の一致した声によって選出された場合にのみ、教皇位に就く、と。宣言内容自体に新しい論点は無く、就任決定後にそのような手続きが採られるのが通例だったので、実態的には無意味な発言ではあったが、教会法的選出を前提する、との公言は、教皇座を東フランク王国王政とのしがらみから解き放つ上で非常に意義深く、過去に例を見ない重みを持った。その結果、この発言の信憑性は様々に議論され、これは「レオ9世伝」の著者の信念の表明に過ぎない²¹⁾、との受け取り方も生まれるほどである——実態は解明不能。

1054年に、東西キリスト教会が分裂する。そのきっかけは、ビザンツ帝国教会が長く続けて来た独自の祭式及び規律がローマ教皇が主張する教皇の首位権に敵対するに至り、ローマ教皇レオ9世が総主教ケルラリオス Mi-

20) Ebd., S.20f. u. S.80ff.

21) Ebd., S.21f. u. S.83.

chael Kerullarios (†1058) とブルガリア大主教オホリド Leon von Ochrid を破門したことにある。彼らに宛てた書簡（通常単に »Libellus« と呼ばれるもの、これが彼らの手元に達したかどうかは疑問とされる）の中でレオ9世が、聖ペテロの「つなぐ力と解く力」は教皇座の祭司的任務に対してのみ言われるものであって、世俗的な世界支配機能に関して言われるものではないことを明確にしている点が、叙任権問題との関連で、目を引く点であろう²²⁾。

1057年8月、ローマの改革派はヴィクトル2世の後任に、未だ幼いハインリヒ4世から予め同意を得ることなく、ステファヌス9世 Stephanus IX. (在位 1057-1058) を教皇位に就ける。叙階が終った翌日、教皇座はヒルデブランドを団長とする使節団を東フランク王国宮廷に派遣、国王の同意を取り付ける。その結果、教会法的選出手続きは国王の認可を得た形になる。新教皇は、書簡や公文書の署名に際して「神の僕中の僕 servus servorum Dei」というタイトルを付し、その職位の普遍性を明らかにする²³⁾。

1057年から1059年の間に枢機卿兼シルヴァ・カンディダ司教フンベルト Humbert von Silva Candida (†1061) が「聖職売買者駁論3書 Libri tres adversus simoniacos」を著し公表する。その中でフンベルトは、教皇レオ1世 Leo I. (在位 440-461) に依拠しつつ、次のように述べる：「聖職者から選ばれもせず、住民から請われもせず、大司教の同意のもと司教たちから叙階されもされぬ人物が司教たり得る、とは、理性的判断の到底為し得るところでは無い。世俗諸侯が指輪と杖によって行う叙任行為は教会法に定められた司教叙階手続きを逆転させている。教会法が定める諸機関に代って俗権が司教座授与のキャスティングヴォートを握ってしまっているのだ²⁴⁾」

1057年、ペトルス・ダミアアーニ (†1072) がヒルデブランドの工作でオス

22) Ebd., S.85ff. u. Anm. III. 46. 「つなぐ力と解く力 Binde- und Lösegewalt」については聖書・新改訳「マタイの福音書」第16章第19節以下参照。ここで言われる「力」は「権限」「権能」を意味する。

23) Ebd., S.23 u. S.88.

24) Ebd., S.23ff.

ティァ Ostia 司教兼枢機卿になる。ペトルス・ダミアーニは上述のフンベルトほどの厳しさでは俗権による任命・叙任行為を批判しない。彼が批判するのは、それに付随して生ずる教会法に抵触する現象、つまりシモニア、だけであり、俗権によって司教に任命された結果、王宮への奉仕を義務付けられたり、世俗諸侯への追従を余儀なくされるとすれば、それは教会の職位と財を売買する行為に等しい、と彼は批判する。彼の浩瀚な遺稿の中にも俗人による叙任の廃止を明確にしている表現はない、とされる²⁵⁾。ペトルス・ダミアーニとフンベルトを決定的に分つ点は、ペトルス・ダミアーニが俗人の手による指輪と杖の儀礼的授与を本来的な叙階とは考えていない点、とされる。1059年の復活祭公会議で時の教皇ニコラウス2世は、教皇選出規定²⁶⁾の他にも、非常に重要な決定を行う。即ち「如何なる聖職者も司祭も俗人からは決して教会を受け取らないこと、無償であろうと有償であろうと」。この文言を下位教会に関してのみとするか、俗人叙任を全面的に否定する綱領的文書と解釈するか、については議論の分かれるところであるが、Laudageは後者の立場に立つ²⁷⁾。フンベルトとペトルス・ダミアーニはこの公会議で重要な役割を演じた、とされるが、俗権による叙任行為の禁止に関する彼らの判断は異なっただとしても、それに付随するシモニア現象の廃絶に関しては彼らの見解は完全に一致している以上、聖職者に自戒を求めるこの決定については彼らはその成立のために一致した共同行動をとったことであろう。ただ、

25) Ebd., S.26.

26) Ebd., S.31 u. S. S.89-93によれば、従来、教皇候補者の選定は主として俗人に委ねられていたが、この新しい選出規定は、すべての教会の上に立つ教皇を支える枢機卿司教団に教皇候補者の指名権を与え、その指名に基づいてローマの聖職者・市民による選挙が行われ、俗権の同意を獲得する、と定め、枢機卿司教団の機能を重視しつつ教会法的選出原則を発展的に適用した内容となっている。Laudageは、この選出規定は主としてペトルス・ダミアーニの思考及び論理を反映して作成されたこと、及び、グレゴリウス7世の唱える教皇首位権、異端等についての諸見解は、早くもペトルス・ダミアーニによって既に定式化されていること、等をも指摘している。

27) Ebd., S.31.

この決定が画龍点睛を欠くとするなら、この決定に違反した聖職者に対する制裁規定が欠けていることであろう²⁸⁾。但し、制裁規定を盛ってもその実効性について教皇側に確信が無かった可能性も否定できない。

以上、1072年のミラーノ事件発生以前における叙任権闘争を巡る基本的問題について述べたが、ニコラウス2世の後継者アレクサンダー2世（在位1061-1073）は、教会法遵守については固い信念を持っていたが、俗権が行う司教等の叙任については、教会法的選出手続き及びシモニア排除の教皇座の路線が尊重されている限り、それを尊重し、俗権による指輪と杖による叙任に抗議することはなかった。従って、彼にとっては指輪と杖による俗権の司教叙任行為そのものは批判の対象ではなかった²⁹⁾。

1073年の四旬節公会議後の4月21日、アレクサンダー2世は死去する。その後をうけて、その翌日、グレゴリウス7世 Gregorius VII. (*1020/25-在位1073-1085) がローマ教皇位に登る。彼は、枢機卿時代を含めてヒルデブランドを名乗り、1054年から教皇特使としても活動して頭角を顕わし、教皇座助祭として教皇座の諸施策に様々に関わってきた。彼は、アレクサンダー2世の葬儀の際に既にローマ民衆から熱狂的に次期教皇就任のエールを送られる。このエールを背景にニコラウス2世の定めた教皇選出規定に従って、その後の枢機卿会議で彼の就任が決定される。

グレゴリウス7世は教皇就任当初、ミラーノ問題でハインリヒ4世を味方に引き入れ、ミラーノ大司教座の分裂を解消しようとする。グレゴリウス7世は、ハインリヒ4世がゴトフリードの叙任を撤回し教皇座の支持を受けたアトーを承認することを期待して、ルッカ司教就任が内定していたアンセルム2世 Anselm II. (†1086) に対して、ミラーノ問題が片づくまではハインリ

28) Ebd., S.26-31. 同様の瑕疵は、本稿22ページに述べられる1078年11月19日の決議（皇帝・国王・その他の俗人からの司教区・僧院・教会等の受領禁止、及びこれに違反した聖職者への破門処分）にも見られる。即ち、ここでは叙任を行った俗人に対する制裁規定が欠如している（同書 S.43f.）。

29) Ebd., S.33-34.

ヒ4世から叙任を受けることを控えるよう、指示を出し、ハインリヒ4世に希望を繋ぐ。当時、ハインリヒ4世はザクセン征討に苦悩していた。この窮地から脱出せんとしてであろうか、1073年8月末、当年22歳のハインリヒ4世は概略以下のような恭順さの窺える真摯な書簡を教皇に送る³⁰⁾：「王権と教権は常に相互の助けを必要としています。私共は神の同意のもとに王の職務についてきましたが、私共は罪ある不幸な者です。ある時は若さに引き摺られ、ある時はおのが強大な権力からくる放埒によって、天に対しましてあなたの前に罪を犯してきました。ですから今や、私共はあなたの息子と呼ばれるに値しません。あなたの権威なくして教会を正すことはできません。あなたの助言と援助を心から懇願致します、とりわけミラーノ教会に関して」。しかし、ハインリヒ4世からミラーノに関して一向に具体的な対応策が示されなかった。その結果、グレゴリウス7世は、1074年の四旬節公会議で、ゴトフリードに破門を再度宣告、アトーの選出を確定し、ミラーノ大司教座の分裂を解消する。

それでも、グレゴリウス7世はハインリヒ4世に信頼を寄せる——グレゴリウスがハインリヒを繋ぎとめようとしたのは、有事の際に頼れる権力者は当時の西方世界にはハインリヒ4世しか居なかった、という事情もあったのだろう。コンスタンティノーブルのキリスト教徒救援のための「東方計画³¹⁾」を考えていたグレゴリウス7世は、その計画実現のため、ハインリヒ

30) Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV. (lat.-dt.), in: Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe, Bd. XII, Darmstadt, Wissenschaftl. Buchgesellschaft, 1968. S.54ff. (抜粋)。

31) 野口洋二、グレゴリウス改革の研究、創文社、1978年、177ページ以下によれば、この東方遠征計画には二つの側面、異教徒を撃つという軍事的側面と東西両教会の合同・統一という宗教上の側面、があった。この東方計画が後の十字軍と異なる点は、武装聖地巡礼ではない点、遠征の主目標がコンスタンティノーブルであってエルサレムではない点、参加兵士に贖宥を約束していない点、東西両教会合同が主目標でもある点、等である。

4世に支援を強く要請する手紙を1074年12月に送ったりしてもいた。グレゴリウス7世は、このようにハインリヒを国王として実力者として認めながらも、もしハインリヒ4世が神の法と正義を無視して教皇座の警告・助言に従わず教皇座を敵視するなら、彼との対決を回避する意志は無かった。と言うのも、グレゴリウス7世は、公表はされなかった27の短文から成る自らのメモ「^{おぼえがき}教皇覚書 Dictatus papae³²⁾」の中で、神に由来する教皇座の性格³³⁾、東方の教会を含む全キリスト教界における教皇の首位権、教皇の無謬性、教皇の持つ最高司法権・絶対的任免権、等を明らかにし、教皇の絶対的任免権は皇帝・国王をもその対象とし、王者としての適格性に欠ける者に対しては廃位を命ずることが教皇のとるべき態度、と表明しているからである。

グレゴリウス7世は、翌1075年の四旬節公会議で、ハインリヒ4世の司教叙任に関わる一切の行為を否認すると同時に、俗人による叙任を禁止し、

32) 「教皇覚書」の原文は Monumenta Germaniae Historica, Epistolae Selectae 2/1, Gregorii VII Registrum, hg. von Erich Caspar, unverändert. Nachdruck der 1920 erschienenen Berliner Ausgabe, München 1990, S.202-208 に Dictatus pape の標題の元に詳細な註釈と共に掲載されている。その内容は、従来は明確に意識されて来なかった「教皇の持つ首位権」の主張を誤解の余地無く鮮明に浮び上がらせたもの、と言える。J. Laudage は Gregorianische Reform und Investiturstreit, S.96-101 で、「教皇覚書」におけるグレゴリウス7世の思考法を理解する際に留意すべき点として「グレゴリウス7世は、Dictatus papae に示された内容が現実に機能するためには法文化される必要があるが、過去の教会法に十分な根拠を持たない部分もそれに含まれていることは意識していた」としている。グレゴリウス7世は一種の「教会法大全」的な書物作成のために改革派の教皇座観をこの「覚書」に纏めた、と言えよう。野口洋二、グレゴリウス改革の研究、193-235 ページにもこの「覚書」についての詳論がある。例えば、王としての不適格性とは、同書211ページによれば、正義を愛し、キリスト教信仰を宣布し、教会を異端・異教から守護し、臣下を救済する責務を全うし得ないこと、更に、聖なる教会に服従せず、謙虚で献身的でないこと、を言う。

33) 「私 [=イエス] もあなた [=ペテロ] に言います。私はこの岩の上に私の教会を建てます。ハーデスの門もそれには打ち勝てません」(聖書・新改訳「マタイの福音書」第16章第18節)。

ハインリヒ 4 世の顧問らに再度破門を命じ、ハインリヒ 4 世がこの決定に従わない場合には破門されることもあり得る、とする³⁴⁾。それにも拘わらず、グレゴリウス 7 世とハインリヒ 4 世の人間関係は依然協調的で、1075 年 6 月のホンブルク Homburg の戦いでハインリヒ 4 世がザクセン人を屈服したとき、グレゴリウス 7 世はハインリヒ 4 世に祝福の手紙を寄せた³⁵⁾。ハインリヒ 4 世も教皇との決裂を望まなかったため、彼は、1075 年 7 月、教皇座に使節団を派遣するが、その一方で前述の四旬節公会議の決定を無視して、同年夏、リエージュの司教を叙任する³⁶⁾。

こうしてハインリヒ 4 世は事態を急展開させる種を播く。彼は 1073 年以後はイタリアに関心を示していなかったが、ザクセン征圧以後、皇帝位に関心を持ち始めていた。そんな頃、1075 年 4 月 15 日、ミラーノのパタリャの指導者でアレクサンダー 2 世の信頼を得ていたエルレムバルド Erlembald[o] (†1075、聖人) が暴動で殺害され、パタリャ勢力が弱体化する。すると、1075 年の秋 10 月頃³⁷⁾、ハインリヒ 4 世は、上記公会議決定を何ら顧みることなく、破門されたミラーノ大司教ゴットフリードの後任に自らの王廷司祭テダルド Thedald (†1085) を叙任し、ミラーノ大司教座の分裂を復活させる。更に、彼は同年 10-11 月頃³⁸⁾、スポレット及びフェルモ Fermo の司教をも叙

34) J. Laudage, *Gregorianische Reform und Investiturstreit*, S.35-37. 同書 37 ページの Arnulfi Gesta archiepiscoporum Mediolanensium lib. IV, 7, S.27, Z. 18-22 「アルヌルフのミラーノ大司教列伝第 4 書」からの以下の引用文による：
papa ... palam interdicat regi, ius deinde habere aliquod in dandis episcopatibus, omnesque laicas ab investituris ecclesiarum summovet personas. Insuper facto anathemate cunctos regis clamat consiliarios, id ipsum regi comminatus, nisi in proximo huic obediat constituto.

35) K. Reindel, *Von den Karolingern zu den Welfen*, S.327.

36) Albert Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, III. Teil, Leipzig, J.C. Hinrichs'sche Buchhandlung, 1920. S.785.

37) LMA, Bd. VIII, Sp.613 及び A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, III. Teil, S.786f.

38) A. Hauck, *Kirchengeschichte Deutschlands*, III. Teil, S.786f.

任する。スポレトの町はローマから北方に100km離れているに過ぎない。誰の目にも、これはハインリヒ4世による教皇への挑発、と映る。グレゴリウス7世にとって最たる問題は、ハインリヒ4世が、上記3司教を叙任し破門された顧問たちを相変わらず身边に侍らせていた上に、相互の信頼関係を裏切ったことであつたらう。遂に両者は決定的な対立関係に入る。

ハインリヒ4世が変心した理由は推測する以外に無いが、一つには、ハインリヒ4世はこの時点でザクセン制圧に成功し後顧の憂いが無くなったこと、二つには、教皇座からシモニア問題で様々な追及を受けていた司教たちがハインリヒ4世に教皇座との対決を迫ったため、ハインリヒ4世としてはザクセン勝利に貢献した³⁹⁾聖界諸侯の要望に応える必要があつたこと、三つには、ミラーノの大衆組織パタリヤが4月に弱体化しハインリヒ4世にとって事態が好転したこと、などが挙げられよう。1075年12月、当時50歳を超えていた教皇は当年25歳のハインリヒ4世に、教会法違反と彼の背信行為を指摘しつつ、ハインリヒが改悛しない場合は廃位される、との警告書簡を發する。この書簡は、結果論からすれば、国王への教皇の最後通告であつた⁴⁰⁾。しかしこれがハインリヒの許に届くと、ハインリヒは、教皇の警告を無視し、反教皇的ドイツ諸侯のムードに吞まれ、1076年1月、グレゴリウス7世に宛てて、ローマ教皇座の權威を否定するも同然の反抗的内容の返書を送り、その中で併せて教皇解職を宣告、教皇座に宣戦布告する。教皇はこ

39) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.326f.によれば、ザクセン征討におけるヴェルフ4世の対応は明確さを欠き、彼は、当初ハインリヒ4世支援を拒否するものの、国王が元のバイエルン太公オットーと撻りを戻して自分が割を食うのを怖れ、結局、ホンブルクの戦いにバイエルン軍を率いて参加した。

40) A. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands, III. Teil, S.788ff.によれば、グレゴリウス7世は「気性の激しい人物」とされ、彼がハインリヒ4世に示した断固たる態度は彼の激情に発したもので、事態の平和的解決を不可能にした上に、司教たちをローマの指導下に置くという彼の本来のプランをもぶち壊す結果を生む。

れを受けて立つ。グレゴリウス7世は翌2月⁴¹⁾ハインリヒ4世に破門と廃位を通告、同時に諸侯・国民に対し国王になされた誠実誓約からの解放を宣言、断固たる態度を顯にする。3司教叙任問題は、教皇が期待していた和解と協調とは逆の、対決の方向へと急転回し、世に言うところの所謂「叙任権闘争」が開始される。

以上見て来たように、教皇のハインリヒ非難の矛先は、1075年四旬節公会議での「俗人による叙任禁止」令がハインリヒによって無視された上に、ハインリヒが教皇の信頼を裏切って、教皇座の決定を無視した行為に向けられていた。ここに端を発する彼らの戦いは歴史上「叙任権闘争」と名付けられるはするものの、グレゴリウス7世時代の争乱は、後の経過から明らかなように、叙任「権」を巡ってではなかった。叙任「権」そのものについて両者がその主張を戦わせるのは、以下に見るように、主としてハインリヒ5世の時代になってからのこと。

教皇によるハインリヒ4世破門の報が届くと、東フランク王国の俗界諸侯は、願ってもないチャンス到来、とばかり、国王への不服従に走り、ザクセン、バイエルン、シュヴァーベン、ケルンテン等の諸太公は、1076年10月、トリブア Tribur で諸侯会議を開催、ハインリヒ4世が、破門されて(1076年2月)から1年以内に教皇から赦免を得られない場合、新国王を選出する、と決議、これをハインリヒ4世に突きつける。この決議を受けてハインリヒは贖罪者として雪のカノッサに向かい、1077年1月28日、ドイツ諸侯の許に向かうグレゴリウスと和解、この苦境から脱出する。この間、バイエルンで国王を支えた聖界諸侯は、ブリクセン司教アルトウィン Altwin、バンベルク司教ルーベアト Rupert の2名、グレゴリウス派に回ったのは、パッサウ司教アルトマン Altmann、ザルツブルク大司教ゲブハルト Gebhard、ヴェルツブルク司教アーダルベロ Adalbero の3名。他にアックスブルク司教エンブリヒョ Embricho のようにハインリヒ4世のお伴をしてカノッサに

41) Ebd., S.794, Anm.4.

向かいながら途中でずらかってしまったケースもある⁴²⁾。俗界諸侯では、ノルトガウに勢力を張るディーポルディング家 Diepoldingen がハインリヒ 4 世を支えて南ドイツと北ドイツのグレゴリウス派を分断する役目を担い、ハインリヒ 4 世にとって彼らは貴重な橋頭堡となる。ボヘミア太公ヴラティスラフ 2 世 Vratislaw II. (在位 1061-初代国王 1086-1092) は、1075 年に既にハインリヒ 4 世と同盟を結び、ザクセン征討のホンブルクの戦いではボヘミア軍を従えて参戦してハインリヒ 4 世を支援し、その後イタリアでも彼を支えるなど、ハインリヒ 4 世の強力な助っ人たることを貫く⁴³⁾。

ハインリヒ 4 世は、教皇によりカノッサで教会からの破門は解かれたが、諸侯たちの新国王選出を阻止できず、1077 年 3 月、上述の 3 司教アーダルベロ、ゲブハルト、アルトマン等の策動により、シュヴァーベン太公でラインフェルデンのルードルフ Rudolf von Rheinfelden (†1080) が国王に推され、対立国王誕生の事態となる。ハインリヒ 4 世は急遽帰国しようとしたが、南ドイツの 3 太公、即ち、ケルンテン太公ベルトルド Berthold、バイエルン太公ヴェルフ 1 世、シュヴァーベン太公ルードルフが結束して叛旗を翻してアルプスの峠道を封鎖したため、ハインリヒ 4 世の北に向かってのアルプス越えは不能となる。この時ハインリヒ 4 世に支援の手を差し伸べた諸侯の一人がエッペンシュタイン家 Eppensteiner のリウトルト Liutolt (後にケルンテン太公、在位 1077-1090) で、リウトルトは東方のケルンテン経由でハインリヒ 4 世を帰国させる⁴⁴⁾。ハインリヒ 4 世は同年 5 月の王国会議で反抗的諸侯からその所領を取り上げる。バイエルンもヴェルフ 1 世から取り上げられ、バイエルンは、ハインリヒ 4 世自ら管理・統括するところとなり、以後、王権を支える重要な柱になる。

今や所謂「叙任権闘争」は「王位争奪戦」に変わる。東フランク王国諸侯

42) R. Schieffer, *Altbayern, Franken und Schwaben*, S.238.

43) K. Reindel, *Von den Karolingern zu den Welfen*, S.329 及び LMA, Bd. VIII, Sp.1874.

44) Ebd., S.327.

の分裂はローマ教皇に国王決定権を与えてしまう。今やグレゴリウス7世は俗権の中心的機能をその手中に収める。二手に分かれて激しい内戦を行いつつ双方がグレゴリウス7世の承認を得んと努める。ハインリヒ4世は、ヴェルツブルクを奪還しその司教にナムブルク司教エーバハルド Eberhard を充て、着々と司教たちを自己の陣営へと固めて行く。当初、事態を静観していたグレゴリウス7世は、1080年、ルードルフを国王として承認する。ルードルフ承認の理由は色々考えられよう。ハインリヒ4世を承認すれば教皇自らが手ごわい相手を復活させる結果を生むのに対し、ルードルフは一介の諸侯に過ぎないためルードルフの方が教皇にとって御し易いことがその理由の一つであり、もう一つは司教叙任問題が挙げられよう。グレゴリウス7世は、聖職者のシモニア及びニコラティズムの悪弊が一向に収まらなかったため、聖職者の倫理を俗化させた根源は俗人叙任にあり、と判断し、俗人による司教叙任行為を禁止する決意を固め、1078年11月19日の公会議で、ヨハネ福音書第10章第1節の「羊の囲いに門から入らないで、ほかの所を乗り越えて来る者は、盗人で強盗です⁴⁵⁾」との言葉を引用しつつ、シモニア的付随現象を見せている俗人によるすべての叙任の無効を宣し⁴⁶⁾、聖職者への制裁規定を付して俗人叙任を禁止する。しかし、ハインリヒ4世は、ローマ公会議のこの決定に挑戦するかのようになり、同年クリスマスにジゲヴィン Sigewin をケルン司教に、79年1月にエギルベルト Egilbert をトリアー司教に叙任する⁴⁷⁾。グレゴリウス7世の意図する改革は、悪弊是正もさることながら、教会法的選出と教皇の首位権貫徹をその基本に据えていた。この立場からすればこのようなハインリヒ4世の行為はその許容範囲を超えていた。一方、ルードルフはというと、教皇座を尊重し俗人叙任禁令を遵守していた。ルードルフを国王として適正と判断したグレゴリウス7世は、1080年の四旬節公会議で、1078年の叙任禁止令に叙任行為を行った俗人に対する破

45) 聖書・新改訳「ヨハネの福音書」第10章第1節。

46) J. Laudage, Gregorianische Reform und Investiturstreit, S.74.

47) A. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands, III. Teil, S.820 u. 839.

門規定をも付け加えた叙任禁止令を決定し、ハインリヒ4世を破門し、廃位宣告を行う⁴⁸⁾。が、この決定は第一回目の破門通告の際のような衝撃は生まなかった。ハインリヒ4世は、これに対抗して、1080年6月25日ブリクセンで、イタリア司教18名及びドイツ司教8名、ブルグンドからの司教1名、更に会議主催者であるバンベルク司教ルーペットとフライジング司教メギンワード Meginward の参加を得てドイツ・イタリアに関わる王国教会会議を開催、この会議でハインリヒ4世は、グレゴリウス7世の教皇位を取り消し、ラヴェンナ大司教ウィベルト Wibert を教皇に立てる。ここでの決議をローマで有効にするためには、ハインリヒ4世は先ずは対立国王ルードルフを倒す必要があった。ルードルフはハインリヒ4世との決戦で勝利を収めたものの重傷を負い死亡する。このことは、当時の人心に、正義はハインリヒに在り、と判断させる。しかし、この声を押し潰すかの如くに、主としてザクセンとシュヴァーベンのグレゴリウス派が、グレゴリウス7世の指示を受けてであろう⁴⁹⁾、1081年8月になってやっと新対立国王としてマイン河畔オクセンフルト Ochsenfurt でロートリンゲンの豪族サルム伯ヘルマン Hermann von Salm を擁立する。しかし彼の影響力の及ぶ範囲はザクセンに限定されていたことと、グレゴリウス派のドイツにおける指導者ノルトハイムのオットー伯が1083年に死去したため、ハインリヒ4世にとって情勢は逆転、彼は安んじてローマに向かい、1084年3月、グレゴリウス7世を教皇座から追い出し、サン・ピエトロ寺院でウィベルトを教皇位に就け、クレメンス3世 Clemens III. (在位1084-1100) を名乗らせ、ハインリヒ4世の治世における二度目の教皇座の分裂を招来する。同年復活祭に、対立教皇クレメンス3世は東フランク王国国王ハインリヒ4世に帝冠を授ける。ハインリヒ4世がローマに滞在している間に、ヴェルフ4世はシュヴァーベン軍を率いてバイエルンに攻め入りバイエルン軍を蹂躪する。1084年6月、ハインリヒは

48) J. Laudage, Gregorianische Reform und Investiturstreit, S.44.

49) P. Rassow, Deutsche Geschichte im Überblick, S.152.

レーゲンスブルクに戻りヴェルフ4世を西に追い散らしてアックスブルクを占拠、東方でもバーベンベルク家のオストマーク辺境伯ルーイトポルド2世 Luitpold II. (†1095) を再度圧伏して一定の成果を挙げる。しかし一方では、グレゴリウス派のバッサウ司教アルトマンが依然オストマークで勢力を持ち続け、同じくグレゴリウス派のザルツブルク大司教ゲブハルトは1086年にザルツブルクに復帰するという状況もあった。このような情勢をうけて、ハインリヒ4世は、1085年にマインツで教会会議を開催、全国的な神の平和令 Gottesfrieden の発布、併せてザルツブルク大司教ゲブハルト等グレゴリウス派全司教を解任する。翌1085年5月、教皇グレゴリウス7世は、亡命地サレルノ Salerno で不遇のうちに死す。これをうけて1087年5月、モンテカシーノ Montecassino 僧院長デジデリウス Desiderius がヴィクトル3世 Viktor III. (在位1086-1087) として教皇座に登る。1087年、ハインリヒ4世は既に1075年王位継承者に指定されていた長男コンラートをアーヘンで戴冠させ、陣営を固める。ヴィクトル3世は在位4ヶ月にして死去するが、教皇候補は決まらず教皇座は空位となる。やっと1088年5月、敏腕で鳴ると同時にプラグマティックな改革者オスティア Ostia 司教兼枢機卿オド Odo 或はWido がウルバーヌス2世 Urbanus II. (在位1088-1099) として教皇位に即く。対立教皇クレメンス3世は1089年ローマで公会議を開催し、巷間に溢れる不良聖職者批判の声を配慮しつつ、聖職売買と聖職者の妻帯・蓄妾の禁止を決定する。このことは、皇帝派にしてもグレゴリウス派にしてもシモニアとニコラティズムの禁止に関して互いに異論が無かったことを、明瞭にしている。

新教皇ウルバーヌス2世にとっては、対立教皇クレメンス3世をローマから追い出すためにはクレメンス3世の後盾たるハインリヒ4世のイタリア支配を切り崩す以外に手がない。そこでウルバーヌス2世は、1089年、グレゴリウス派のヴェルフ4世(バイエルン太公として:ヴェルフ1世)に、その16歳の子息ヴェルフ5世 Welf V. (バイエルン太公として:ヴェルフ2世, 在位1101-1120) と、同じくグレゴリウス派の42歳の⁵⁰⁾トスカーナ辺境女伯マ

ティルデとの結婚話を持ち込む。ヴェルフ4世は、中部イタリアに広がる彼女の豊かな領地が自分の子息に帰すことを読んでこの縁談に乗り気になり、1093年には自ら聖ペテロの家臣を名乗り、ハインリヒ4世の長男コンラートが、理由は分からないものの、父王に背いて教皇派の陣営に鞍替えすると、彼と手を結ぶ。しかしヴェルフ4世は、マティルデ女伯がその領地を1079/80年頃⁵¹⁾既に教皇座に遺贈する手筈を整えていたことを知ると、この縁組みを破談にし、1090年からイタリアに出兵していたハインリヒ4世と和解する。このためハインリヒ4世は、1096年夏、彼にバイエルン太公国を再び授け、翌1097年、イタリア支配を断念したハインリヒ4世はバイエルン太公ヴェルフ1世によって封鎖が解除されたアルプスを通してやっとのことで帰国する。因みに、ヴェルフ1世はバイエルン太公国を子息ヴェルフ5世に確保した(1098年?)後、1101年11月、十字軍に参加しての帰路、キプロス島で死去する⁵²⁾。ウルバーヌス2世が次ぎに打った手は、1095年11月、クレルモン Clermont 公会議で、皇帝派からキリスト教界の主導権をもぎ取ることも意識して、グレゴリウス7世の「東方計画」に一脈通じる「十字軍」の発足を決議させる。これはヨーロッパに大きな刺激を与える。この会議は更に、ウルバーヌス2世の提議により、聖職者の妻帯を重ねて禁止した他に、聖職者が俗人に対して封誓約を行うことも禁止したこと⁵³⁾に留意しておく必要がある。ウルバーヌス2世が主催した最後の公会議(1099年春)でも聖職者による俗人への封誓約の禁止が決議され、違反者は破門される、とされた。従って、叙任権問題は一向にその解決を見ず、むしろ封土法の問題に焦点が移ってしまった観を呈した。

1098年5月、マインツの王国会議は、ハインリヒ4世の長子コンラートから王位を取り上げ、次男ハインリヒを後継国王にすることを決める。次男ハインリヒは父王の生存中は国務に関わらないことを教皇ウルバーヌス2世

50) LMA, Bd. VI, Sp.393.

51) P. Rassow, Deutsche Geschichte im Überblick, S.153.

52) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.331.

53) J. Laudage, Gregorianische Reform und Investiturstreit, S.48f.

に誓約した上で、1099年1月、ハインリヒ5世 Heinrich V. (*1086-在位 1099/1106-皇帝 1111-1125) として国王に戴冠される。1100年、クレメンズ3世が死去し、事実上、教皇座の分裂が解消される。ハインリヒ4世はもはや対立教皇の擁立を考えない。教皇座も対立国王の擁立を断念していた。このことは、双方の至上権獲得闘争が頓挫し、双方とも暗黙裡に対抗馬擁立を取り下げた、と受け止められよう。

1099年8月、パスカリス2世 Paschalis II. (在位 1099-1118) が新教皇の座に即く。彼は非常に敬虔な僧で⁵⁴⁾、教皇職の司牧的任務を強調すると同時に、王権独自の活動分野を認め、王権と教権の協調を重視、国王の権力 potestas regia と教皇の権威 sacerdotalis auctoritas が一体になった場合にのみ、この世界に良い統治が行われる、と考えた。従って、このような彼の思考は、グレゴリウス7世が抱いていた教皇座の「普遍的支配権要求」を暗黙裡に撤回したもの、と受止められる。しかし現実問題への彼の対応は徹底して厳しく、1100年クリスマスの諸侯集会に基づいてハインリヒ4世が教皇に叙任問題についての交渉の提案をすると、教皇は不信の念を顔にしてそれを拒否、逆に1102年の四旬節公会議でハインリヒ4世に叙任禁止と破門を申し渡す⁵⁵⁾。1103年のマインツ王国会議で、ハインリヒ4世は、贖罪のため自らの十字軍参加(教皇の異論により不参加に終わる)も考慮して、国内を平和な状態に戻す必要性を痛感し、4年に亙るフェーデ(=私闘)禁止令⁵⁶⁾を提起し、そ

54) Ebd., S.105f. しかし、H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.263によれば、パスカリス2世は陰湿な性格の真面目なクリュニー派の僧、オール・オア・ナッシング的思考の持主、対立教皇クレメンズ3世の遺体を墓から掘り起こし、その遺灰をテヴェレ河に撒いた人物、とされ、Laudageのパスカリス2世観とはまったく異なる。

55) P. Rassow, Deutsche Geschichte im Überblick, S.159によれば、パスカリス2世は皇帝に対しては完全に柔軟性を欠いた人物。

56) これは1085年に発布された「神の平和令」を拡大したもので、違反者には体刑も課された。一種の王国平和令。この平和令はユダヤ人を法の保護下に置いたが、そのことによりユダヤ人は武器使用权を失うと同時に特殊な服の着用を強制される。

れが採択される。これは、実効性は無かったとしても、東フランク王国最初の暴力禁止の平和令であった。

その彼を待っていたのは、彼の実子、次期国王たるハインリヒ 5 世の離反。ハインリヒ 4 世は、コンラート 2 世に倣って、疾くから非自由民出の家人を重用し、更に都市民との連携も強めて来たが、これへの不満が諸侯に充満していた。18 歳になったハインリヒ 5 世は、教皇座との対立も容易には解けない上に諸侯たちの不満がこれ以上募れば、これはザーリャ朝の命取りになりかねない、と考え、自ら政権を握って先ずは教皇座との間に平和を齎そうと考えた⁵⁷⁾。1104 年、彼は王宮を去りバイエルンからの蜂起を組織する。バイエルンのノルトガウがこの蜂起の根拠地になり、ハインリヒ 4 世の家人政策に不満を持つ同地の大豪族ディーポルド 3 世 Diepold III. (在職 1099-1146)、ズルツバハ家 Sulzbacher の伯ベレンガル 2 世⁵⁸⁾ Berengar II. などを仲間引き込む。因みに、この事変に対するヴェルフ 2 世の動きはどうかというところ、彼は、当初ハインリヒ 5 世の叛乱に組みしなかったものの、その後でハインリヒ 5 世の陣営に加わり、叙任権問題で聖俗の対立が激しくなったときもヴェルフ 2 世はハインリヒ 5 世側につき、1107 年、彼は、ハインリヒ 5 世によって教皇パスカリス 2 世の許に派遣された交渉団の一員にもなる⁵⁹⁾。このシャロン・シュル・マルヌ Châlons-sur-Marne で行われた会談で、ドイツ地域における叙任問題が初めて討議の対象になる⁶⁰⁾。

57) P. Rassow, Deutsche Geschichte im Überblick, S.160.

58) LMA, Bd. VIII, Sp.304f. によれば、ズルツバハ家は 12 世紀に勢力の頂点に達する家系、ベレンガル 2 世の父ゲブハルト 2 世はハインリヒ 4 世に組みしたが、ベレンガル 2 世はハインリヒ 5 世の陣営に就く。彼の息女たちはドイツ国王コンラート 3 世やビザンツ帝国皇帝マヌエルと結婚する。彼の子息ゲブハルト 3 世はレーゲンスブルク司教座教会の免除特権保護職（本稿前編・註 130 参照）につき、ディーポルディング家と激しく争う。1188 年、ゲブハルト 3 世を以ってズルツバハ家は途絶え、その所領はシュタウフェン家とヒルシュベルク Hirschberg の伯たちの手に渡り、更に後述のヴィテルスバハ家に渡る。

59) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.334.

60) 野口洋二, グレゴリウス改革の研究, 328 ページ。

ハインリヒ 4 世は息子を討つためレーゲン Regen 河畔に陣を張る。しかし戦闘直前にオスマーク辺境伯ルーイトポルド 3 世 Luitpold III. (*1075?-在職 1095?-1136) がハインリヒ 5 世側に寝返り、ハインリヒ 4 世軍は崩壊する⁶¹⁾。これを知った教皇パスカリス 2 世は、ハインリヒ 5 世が 1098 年に行った国務不干渉誓約から彼を解く⁶²⁾。ここぞとばかりに諸侯はハインリヒ 5 世に付き従い、破門中のハインリヒ 4 世潰しに掛かる。1105 年クリスマスに、王位問題に決着を付けるため教皇使節も参加して、王国会議が召集される。ハインリヒ 4 世は形勢を逆転せんとして会議に出席しようとするが、息子の奸計にかかり、捕縛され、王国権標を奪われる。同年大晦日のインゲルハイムでの王国会議で、ハインリヒ 4 世は、非常な圧力を加えられつつ、破門も解かれずに、自発的退位に追い込まれる。1106 年 1 月 5 日、ハインリヒ 5 世は王国権標を手に即位する⁶³⁾。前王はインゲルハイムから逃れてケルンに至り、低地ロートリンゲン Niederlothringen やライン地域で都市民や家人等の支援を得て尚も抵抗を続けるが、1106 年 8 月 7 日、40 年を超える親政の後リエージュで永眠する。

ハインリヒ 5 世軍に寝返ったルーイトポルド 3 世は、これにより新バーベンベルク家の興隆を決定づける。恩義を感じたハインリヒ 5 世が実妹アグネス Agnes を彼に与えたことにより、バーベンベルク家は王国トップクラスの大豪族にのし上がる。彼は諸種の結婚政策で多くの領土を手中にし、それを基にクロスターノィブルク Klosterneuburg、ハイリゲンクロイツ Heiligenkreuz 僧院を建立する——前者の建立は破門中に死去した義父ハインリヒ 4 世への懺悔供養か、とも言われる。彼は他家の建立になる僧院、例えば、ツヴェトル Zwettl やマリーア＝ツェル Maria-Zell をも自己の僧院化する。オス

61) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.330 及び LMA, Bd. V, Sp.1899.

62) P. Rassow, Deutsche Geschichte im Überblick, S.160.

63) LMA, Bd. IV, Sp.2044 によれば、彼の即位日は正式にはハインリヒ 4 世が没した 1106 年 8 月 7 日から、とされる。

トマークで着実に勢力を固めたルーイトポルド3世はヴェルフ家と争う基盤を獲得し⁶⁴⁾、12世紀末にはバーベンベルク家はケルンテン太公領をも所領とする。彼は、1485年、聖人に列せられる。

バイエルンでは、ヴェルフ2世が子を成さずに1120年死去したため、彼の弟ハインリヒ9世黒衣公 Heinrich IX. der Schwarze (在位1120-1126) がバイエルン太公職に就く。彼も皇帝側につき、1121年のヴェルツブルクやレーゲンスブルクの交渉に立ち合い、これらの交渉が素地になって、1122年の「ヴォルムス協約」が成立した、と考えられている。ヴェルフ家は1096年ヴェルフ1世がハインリヒ4世との和解を成立させて後、一貫して皇帝に忠誠を尽くし、ルーイトポルド家に次いでバイエルンで強力な太公家となったが、ハインリヒ黒衣公の治世期に既にシュタウフェン家との軋轢の兆しが現れる。

さて、父王を退位させてその後を継いだハインリヒ5世は、問題が複雑になってくると武力行使に走り易いタイプの国王だったが、30年以上に及ぶ激動の事態、即ち、所謂「叙任権闘争」、実態は「教皇の尊厳毀損」に端を發し「王位争奪戦」を経て「教皇座分裂」を生み「息子による王位剝奪」を結果した一連の事態が、彼の治世においてようやく「叙任態様」の問題に収斂して来る。先述のように1107年、シャロン・シュル・マルヌで行われたこの会談で初めて、ドイツで聖権及び俗権が行う叙任態様について本格的な議論が始まった。叙任問題は、フランスにおいては既に1104年に協定書無しに、イギリスにおいては1107年の「ウェストミンスター協約 Konkordat von Westminster (=ロンドン協約 Londoner Konkordat)」で決着を見ていた。その際、議論を詰める上で大きく貢献したのが、シャルトルのイヴォ Ivo von Chartres (*1040-司教 1090-†1115?) の所論である。イヴォの論理は、従来行われてきた叙任行為はスピリトゥアリーヤ spiritualia とテムポラーリーヤ temporalia に対して一括して行われたが、spiritualia とは「靈魂に帰属する

64) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.332ff.

もの」、temporalia⁶⁵⁾とは「現世に帰属するもの」で、この両者は質的にまったく異なり、前者は聖性に属し、後者は俗性に属す。従って聖職者を叙任する場合、この二つを分離し、聖性に帰属するものに対しては聖権が、俗性に帰属するものに対しては俗権がその叙任行為を行うのが相応である、というものだった⁶⁶⁾。この理論は英仏では問題無くスムーズに受け入れられた。しかし、教会を王国の意のままにする王国教会制度の上に厳存し且つ塗油された帝王による統治という神政的観念を土台に成立している東フランク王国にとっては、聖性と俗性の峻別はその国制の根幹に触れる問題となった。従って、教皇座と国王側の対立は激しい闘争にならざるを得ず、ハインリヒ5世が3万の軍を引き連れてローマに乗り込み教皇を2ヵ月拘禁するかと思えば、教皇座がハインリヒ5世を破門する、などという騒ぎの中で、1111年、教皇パスカリス2世によりハインリヒ5世の皇帝戴冠式が行われたりし、結局1122年9月23日の「ヴォルムス協約 Wormser Konkordat」で教皇カリクストゥス2世 Calixtus II. (在位 1119-1124) と皇帝ハインリヒ5世の間で妥協的解決策が日の目を見る。

「ヴォルムス協約」の内容は、東フランク王国統治下の地域を、イタリア及びブルグンド地域と「ドイツ王国」地域——このような国際的協約文書で東フランク王国の所謂「ドイツ地域」に「ドイツ王国」という名称が与えられ、それが国王によって受け入れられたのはこれが最初で⁶⁷⁾、筆者も以後、その後ドイツ地域に発展する東フランク王国の東部のみを指す場合には「ドイツ王国」或いは「ドイツ地域」と表現する——に分け、イタリア及びブルグンド地域においては、先ず、叙任される司教・僧院長に対して聖権を代表する者から聖権の象徴たる「指輪と杖⁶⁸⁾」が与えられることにより叙階され、

65) temporalia はレガリーア regalia 「帝王に帰属するもの」とも呼ばれ、レガリーアの内容・範疇は時代によって様々に異なる。

66) LMA, Bd. V, Sp.479ff.

67) 山田欣吾, 叙任権闘争の時代, in: 成瀬治・他編, ドイツ史1, 206 ページ。

68) 「指輪 Ring と杖 Stab」。この杖は司教が叙任されてから使用する所謂「司教杖」で、国王の権威の象徴たる王笏 Zepter とは異なる。

その後で、聖別された司教・僧院長に国王が封誓約と引き換えに⁶⁹⁾教会・僧院及びその所領を6週間以内⁷⁰⁾に与える、と決められた。ドイツ王国においては、司教・僧院長の選出に際して国王或いはその代理人の同席が認められ、候補者について意見が割れた場合、国王が大司教らの助言に従い「より良い方」に決することができる、とされ、叙任に関しては、先ず、選出された司教・僧院長に対して国王が封誓約と引き換えに教会・僧院及びその所領を、王権の象徴たる王笏を以って、授与し、その後で、授封された司教・僧院長に聖権を代表する者から聖権の象徴たる「指輪と杖」が与えられて叙階される、と決められた。従ってドイツ王国の場合、司教等の選出過程で国王の容喙の余地が残された。

この叙任制度は、一面からすれば、教皇座の勝利である。即ち、教会を「国王の婢」から「神の婢」へと取り戻し、教会を教皇座の中央集権体制下に置き、世俗王侯からその「聖性」の衣を剥ぎ取り、叙任問題において俗権に聖権の優位を確認させたからである。一方、東フランク王国にとっては、この事態は憂慮すべきものとなる。先ず、王国教会制度がこの協約により崩壊し、統治の神性が奪われ、もはや神政的観念を臣下に押しつけることは不可能になり、国王と雖も諸侯のうちの一人に過ぎなくなり、血統による王位継承よりも諸侯による選挙での王位決定が親しみ易くなったからである。

この叙任方式は、しかし、他面からすれば、イヴォ理論からの論理的帰結であるが、グレゴリウス7世が高唱した教皇至上主義、或いは「教皇の首位権」を根底から否定した。更に、シュタウフェン朝のフリードリヒ1世赤髭王が司教等の高位聖職者を再び王国の支柱にしたことから明らかなように、聖権側が司教叙任行為の一部に国王の関与を容認したことは、俗権に対して聖権への容喙根拠を与える結果をも生んだ。この叙任制度の確定により聖権と俗権の二極性が明確にされた点は高く評価できるが、俗権の力をかりなけ

69) 本稿25ページで述べたように、1095年、ウルバーヌス2世は聖職者が俗人に対して封誓約を行うことをも禁止していた。

70) LMA, Bd. V, Sp. 481. また H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.270 によれば、6ヵ月以内。

れば存在し得なかった聖権が、結局は、俗権の支配道具に墮することは、その後の歴史の示す通りである。

「叙任権闘争」期は激動の時代、と言える。十字軍活動によるイスラム世界との接触という体験と共に、叙任権闘争が西欧中世社会の上部構造に与えたインパクトは大きく、教皇首位論及び王権神授論を巡る論争は神学の勃興を促さずには置かなかつたし、それは、ひいては、パリに、ボローニャに大学を誕生させることにも繋がった。更に、農業生産性の向上は安定期に入り、人間活動は益々多様化・活発化した。言わば、叙任権闘争の終焉を待って時代は新しい時代に入った、即ち、真の意味で中世後期が始まった、と言っても過言ではなからう。ドイツではシュタウフェン朝の時代が、バイエルンではヴィテルスバハ家の時代が始まる。

5. 皇帝バルバロッサとバイエルン太公オットー 1 世

1125年、ハインリヒ 5 世が子孫を残さず死去したため、後継国王は選挙によって決定されることになる。1125年 5 月、シュパティアでの国王選挙集會にバイエルン人、ザクセン人、シュヴァーベン人、フランク人が集まる。候補者は、ザクセン太公ズプリンブルクのロータル Lothar von Supplinburg 或は Süpplingenburg (*1075-†1137)、バーベンベルク家のオストマーク辺境伯ルーイトポルド 3 世 Luitpold III. (*1075?-†1136)、及び、シュタウフェン家のシュヴァーベン太公フリードリヒ 2 世 Friedrich II. (*1090-†1147)、の 3 名で、シュヴァーベン太公フリードリヒ 2 世は、母親アグネス Agnes を通してハインリヒ 5 世の甥に当たり、ハインリヒ 5 世から王国権標をも預けられていたという事情もあって、最有力候補と目された。しかし蓋を開けてみると、ザーリア朝とまったく無縁のロータルが選出される。その直接の原因は、かねてからハインリヒ 5 世と対立していたミンツ司教アーダルベルト Adalbert が反フリードリヒ策動をしたことにあるが、Kurt Reindel⁷¹⁾ は、オスト

71) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S.335ff.

マーク辺境伯ルーイトポルドが立候補を辞退した段階でのヴェルフ家のバイエルン太公ハインリヒ9世黒衣公（在位1120-1126）のこの選挙への対応が、新国王ロータル3世 Lothar III. (*1075-在位1125-皇帝1133-1137)を生んだ、とする。即ち彼によれば、黒衣公は、その息女ユードイト Judith (*1100?-†1130/31)がシュヴァーベン太公フリードリヒ2世に嫁いでいたため、当初はフリードリヒに肩入れをしていたが、黒衣公はザクセン太公マグヌス・ビルング Magnus Billung (†1106)の息女ヴルフィルデ Wurfhilde (†1126)を妻としていた。マグヌスが男系子孫を残さずに死去したとき、その広大な資産が妻ヴルフィルデとその姉妹エィリカ Eilikaの所有に帰し、ヴルフィルデの相続分はリーネブルク Lüneburgを中心とするザクセン地域のど真ん中に位置していた。黒衣公は、ザクセンの大豪族ロータルと対立することによりこの大きな遺産を危険に曝すのを避けるため、シュヴァーベン太公フリードリヒ2世支持からザクセン太公ロータル支持に回った、と推断している。更に、この選挙前にロータル側から黒衣公に対して黒衣公の子息ハインリヒ10世傲慢公 Heinrich X. der Stolze (*1108?-在位1126-1138, †1139)とロータルの一人娘ゲルトロド Gertrud (*1115-†1143)の縁組が提案され、黒衣公はこれを了承していた、とされ、黒衣公の死後1127年にその婚礼が執り行われる。この提案は男系子孫に恵まれなかったロータルの後継者確保の布石とも考えられて当然であろう。このような事態の流れをみると、ヴェルフ家とシュタッフエン家の宿命的な対立はこの国王選挙を巡る黒衣公の対応に発する、と言える。シュヴァーベン太公フリードリヒ2世は王国資産問題を巡ってロータル3世と対立する。するとロータル3世は黒衣公にシュヴァーベン太公フリードリヒの討伐を命じる。娘婿を討つ立場に追い込まれた黒衣公はこの葛藤に悩み、結局、僧院ヴァインガーテン Weingartenに引き籠もり、1126年12月、この僧院で死去する。

後を継いだバイエルン太公ハインリヒ10世傲慢公は、黒衣公と異なり、実姉ユードイトの配偶者、つまり義兄弟のシュヴァーベン太公フリードリヒ2世にバイエルン軍を向ける。1127年、王国資産とされたニュルンベルクに

立て籠もるシュヴァーベン太公フリードリヒ2世の軍をバイエルン軍は包囲し、1130年の開城後、ロータル3世はニュルンベルクを傲慢公に授封する。今やバイエルンとシュヴァーベンも対立するに至る。この間の1127年12月、フリードリヒ2世はロータル3世と対抗するため、自らの実弟コンラートを対立国王に立てる⁷²⁾。彼が、ロータル3世死後、正統国王コンラート3世 Konrad III. (*1093-対立国王 1127-1135-在位 1138-1151) となる。

バイエルンには傲慢公の反対勢力も居た。例えば、ボーゲン伯フリードリヒ Friedrich von Bogen は、傲慢公からレーゲンスブルク教会の免除特権保護司という実入りの良い役職を取り上げられたのを恨み、傲慢公に刃向かう。その抵抗は根強く、フリードリヒ伯の一派は、多数の伯の加勢を得た上に、オーストリア辺境伯ルーイトポルト3世をも味方に付ける。1132年、あわや戦闘開始、という瀬戸際に、バイエルンの宮廷伯ヴィテルスバハ家のオットー1世 Otto I. von Wittelsbach が現れ、事態を収拾する。このオットー1世が1180年にバイエルン太公に任じられるオットー2世 Otto II. (バイエルン太公としてオットー1世:*1120-在位 1180-1183) の父親である。

国王ロータル3世は王国全般に目を配ると同時に王国東部のスラヴ人居住域にも勢力を伸ばし、王権の影響範囲を広げる。反国王派の親玉であったロータルが国王に即位したこと自体、既に諸侯勢力の伸長を明示するが、これら諸侯を統率するため、並びに、オットー朝以来国政運営上重要な位置を占めていた聖職者たちを叙任権闘争終結後も引き続き確保するため、ロータル3世は、教皇座との関係を重視し、1130年、教皇座が分裂すると、広範な支持を得て正統な教皇と認知されたイノケンティウス2世 Innocentius II. (在位 1130-1143) を支持し、彼を追放先からローマに連れ戻し、1133年6月、ロータル3世は彼により皇帝に戴冠される。1135年にはバンベルクの王国会議で全国的平和令を發布、フェーデを禁止、1134年にシュヴァーベン太公フリードリヒ2世を、1135年にその弟コンラートを服属させた彼は、

72) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.293.

1136年、傲慢公の軍列をも従えつつ、教皇座を脅かす南イタリアのノルマン勢力の打倒に向かう。大した戦果を挙げられぬまま帰国の途についたロータル3世は、途中ティロールで1137年12月、死去する。義父ロータル3世から王国権標とザクセン太公領を委ねられた⁷³⁾当時30歳だったであろうバイエルン太公ハインリヒ傲慢公は、翌1138年、マインツの選挙集会に臨む——この時が彼の権勢の絶頂期であった。

バイエルン太公ハインリヒ10世傲慢公は、1137年、ロータル3世からトスカーナ辺境伯に任じられ、更にイノケンティウス2世からマティルダの所領⁷⁴⁾をも授封されていた。その上ザクセン太公にもなった彼は、修史家フライジングのオットー Otto von Freising (*1112-†1158)によれば「海洋から海洋まで⁷⁵⁾」、即ちデンマークからシシリアまでが我が所領、と豪語する——この修史家により彼に「傲慢⁷⁶⁾ superbia」のレッテルが貼られる——彼の綽名「傲慢公」の由来である。並みの諸侯には到底考えられない飛び抜けて広大な領地を所有した上に、この傲慢さ、これらが命取りになって、1138年、彼は、予定を早めて開催された選挙集会で無視され、かつてのシュ

73) LMA, Bd. VII, Sp.1229.

74) Ebd., Bd. VI, Sp.394によれば「マティルダの所領 Mathildische Güter」は北部・中部イタリアに広がるトスカーナ辺境伯領で、その最後の相続人がトスカーナのマティルダ Mathilda (*1046-†1115)。マティルダは1080年頃この所領をローマ教皇に遺贈することを約していた。この所領にはパルマ、ヴェローナ、ピサ、フローレンス等が含まれていたため諸侯の垂涎的になっていた。

75) Walther Lammers (hg.), Otto Bischof von Freising, Chronik oder die Geschichte der zwei Staaten (lat.-dt.), in: Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe, Bd. XVI, Darmstadt, Wissenschaftl. Buchgesellschaft, 1960. S.540.

76) G. Waitz (recensuit), Ottonis Gesta Friderici imperatoris, in: Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum ex MGH recusi, Hannover, 1884. Lib. I, 23, S.29によれば、バイエルン太公ハインリヒ10世は pro nota superbiae 「傲慢さのために」ロータル3世のイタリア遠征に従軍していた者たちから嫌われるに至った。

ヴァーベン太公フリードリヒ2世同様、新国王シュタウフェン家のコンラート3世 Konrad III. (*1093-在位 1138-1151) に、臨終の床で義父から渡された王国権標を献上せざるを得なくなる。但し、傲慢公の自負心が入り婿のような立場で国王に即位することを許したかどうかは疑問、とする声もある⁷⁷⁾。兎も角、対立国王が正統国王に生まれ変わったについてはトリーア大司教アルベロ Albergo (在職 1131-1152) とローマ教皇イノケンティウス2世の策に負うところが多かった、というのが通説。選挙手続きは、正規の選挙集会日をアルベロ等の画策で勝手に早めてしまう措置がとられたため、異例ではあったものの、コンラートは大方の支持を得て王位に即く。彼は直ちに傲慢公潰しに掛かる。即ち、如何なる諸侯も二つの太公領の所有は許されぬ、という国法⁷⁸⁾を盾に、バイエルン太公領かザクセン太公領かを放棄するよう新国王コンラート3世は傲慢公に迫る。傲慢公がこれを拒否すると、コンラート3世は傲慢公から、1138年8月、ザクセンを、同年12月⁷⁹⁾、バイエルンを取り上げ、ザクセン太公領はアルブレヒト熊公 Albrecht der Bär (在位 1138-1141) に、そうしてバイエルン太公領は1139年春バーベンベルク家のオストマーク辺境伯ルーイトポルド4世 Luitpold IV. (*?-†1141) に与える。ルーイトポルド4世は、母親、つまりザーリア朝国王ハインリヒ4世の息女、であるアグネスを介して、コンラート3世と異父兄弟の間柄にあった。ハインリヒ10世傲慢公はコンラート3世への反逆のチャンスを狙うが、1139年10月、死去してしまう。傲慢公の弟ヴェルフ6世 Welf VI. (*1115-†1191) がバイエルンを巡ってルーイトポルド4世と争うが、ルーイトポルド4世は持ち堪える。そのルーイトポルド4世が1141年に死ぬと、コンラート3世はバイエルン太公位は自らに留保しつつ、オストマークだけをルーイトポルド4世の兄弟ハインリヒ・ヤーズミアゴット Heinrich Jasomirgott (*1107?-†

77) Odilo Engels, Die Staufer, 6., überarb. und erw. Aufl., Stuttgart, Kohlhammer, 1994, S.32.

78) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.300.

79) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 338.

1177)⁸⁰⁾に授封する。コンラート3世は、1142年復活祭のとき、ヴェルフ家とバーベンベルク家の和解を生み出そうとして、傲慢公の末亡人ゲルトロートとヤーズミアゴットを結婚させ、その際、ゲルトロートと傲慢公の間でできた子息ハインリヒ獅子公 Heinrich der Löwe (*1129-†1195)をザクセン太公に任じて、国法上、バイエルン太公領を諦めさせる。バイエルン太公領は、今や獅子公の義父になったヤーズミアゴットに授封され、1143年、彼はハインリヒ11世ヤーズミアゴットとしてバイエルン太公位に就く。するとヴェルフ6世がヤーズミアゴットに噛み付き、コンラート3世の両家和解策も水泡に帰す。更にヤーズミアゴットは、一部の豪族が奇襲攻撃によりハンガリーの要塞プレスブルクを占拠したことからバイエルン東部国境でハンガリーとの紛争にも巻き込まれる。

そんな1147年、第2次十字軍が始まる。コンラート3世もヴェルフ6世もヤーズミアゴットもそれに加わり国内外の争いも一時休止となる。この十字軍は主としてドイツ人から成っていたが、コンラート3世率いる主力軍は大敗北を喫し、帰還した者は4分の1でしかなかった、と言われる⁸¹⁾。これと対照的に、北ドイツ諸侯は思い思いにスラヴ十字軍を組織し、獅子公も、スラヴ人居住域のキリスト教化を名目に、東方進出を図りその基盤を固める。ヤーズミアゴットは、コンスタンティノーブルでビザンツ帝国皇帝マヌエル1世コムネノス Manuel I. Komnenos (*1118-†1180)との話合いでその姪テオドーラ Theodora との縁組が纏まったことで、大きな収穫を得る。というのも、これにより、東部国境対策が十全になり、ビザンツ文化のバーベンベル

80) ハインリヒの綽名 Jasomirgott は、Ja, so mir Gott helfe の縮小。Ja, so mir Gott helfe は Ich schwöre es, so wahr mir Gott helfe と同意。Ich schwöre ... の表現は、信教の自由に抵触しない限り現在も用いられ、服務宣誓或いは証言宣誓の際に宣誓者が宣誓相手に答える際の言回し。「はい、神のお助けを得て(=ご加護のもとに)」程の意。LMA, Bd. IV, Sp.2074によれば、この綽名はハインリヒの敬虔さを強調するためにアラビア語の表現をもじって中世後期以後に付けられたもの。

81) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.303.

ク家への流入が促進され、バーベンベルク家の勢威を上げる可能性が開けたからである。

1152年2月、オットー1世(*912-在位936-皇帝962-973)以後の歴代東フランク王国国王の中で只一人、皇帝位に即くことのなかったコンラート3世が病床で息を引き取る。コンラート3世は勢力を伸ばしつつあるドイツ諸侯たち、特に北部の諸侯を充分掌握できたとは言えず、ヴェルフ家とバーベンベルク家の対立問題も、ヴェルフ家とシュタウフェン家の対立同様、後継国王フリードリヒ1世赤髭王に委ねられることになる。

1152年3月、シュヴァーベン太公フリードリヒ2世の嫡子フリードリヒが問題無く国王に選ばれ、フリードリヒ1世赤髭王 Friedrich I. Barbarossa (*1122?-国王1152-皇帝1155-1190)を名乗る。彼は国王選挙の際に既に従兄弟⁸²⁾ハインリヒ獅子公にバイエルン太公領の授与について何らかの保証をしたらしい⁸³⁾。相変わらず東フランク王国内で大きな勢力を保持するヴェルフ家の支援を必要としたフリードリヒ1世赤髭王は、無条件で獅子公の要求に応じざるを得ない。バイエルン太公領問題について話合うために、赤髭王は現バイエルン太公ヤーゾミアゴットを呼び寄せようとするが、彼は話合いは一切応じない。そこで赤髭王は、彼の同意無しに、1154年6月、獅子公にバイエルン太公位を与える約束をし、1155年10月、レーゲンスブルク王国会議で彼を第12代バイエルン太公に任命する。しかしヤーゾミアゴットは相変わらず「バイエルン太公兼オストマーク辺境伯」を名乗り続ける。国法上からすれば、赤髭王はヤーゾミアゴットに軍事攻撃をかけることも可能であったが、ヤーゾミアゴットの背後には、彼の義兄弟⁸⁴⁾ボヘミア太公ヴラ

82) シュタウフェン家のシュヴァーベン太公フリードリヒ2世は、1120年、ヴェルフ家のバイエルン太公ハインリヒ9世黒衣公の息女ユーディットと結婚し、フリードリヒ赤髭王を設けた。一方ユーディットの兄ハインリヒ10世傲慢公の子息がハインリヒ獅子公。従ってフリードリヒ赤髭王とハインリヒ獅子公は従兄弟の関係になる。

83) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 340.

84) ボヘミアのヴラディスラフは最初ヤーゾミアゴットの妹ゲルトルード Gertrud

ディスラフ Vladislav (*?-太公 1140-国王 1158-1172-†1174), 彼の妃の叔父ビザンツ帝国皇帝マヌエル等という錚々たる面々が控えていたため、それもならなかった。そこで赤髭王は更に話し合いによる解決を追求し、1156年9月、バイエルン太公領からオストマーク及び3伯領⁸⁵⁾ tres comitatus を分離し、オストマーク等をオーストリア太公領に格上げし、後のオーストリア帝国への発展の礎石を置きつつ、このオーストリア太公領をヤーズミアゴットに授封、獅子公にバイエルン太公領を授封した。その際、赤髭王はヤーズミアゴットに所謂「小特権状 Privilegium minus」をも授ける。この小特権状の真偽を巡ってかつては論争があったが、現在ではこれを「偽」とする論は否定されている。この「小特権状」でオーストリア太公領に、女系による太公位継承及び遺言による太公位継承者指定が承認され、従軍・出兵義務はオーストリアの周辺地域のみ限定され、高級裁判権も認められた。子宝に恵まれていないヤーズミアゴット夫妻を考慮すると、ここには赤髭王のヤーズミアゴット及びその妃テオドーラに対する配慮が存分に示されている⁸⁶⁾。

赤髭王は、この間の1153年、ローマ教皇エウゲニウス3世 Eugenius III. (在位 1145-1153) との間で「コンスタンツ条約 Konstanzer Vertrag」を結び、シシリア王国及びビザンツ帝国の勢力伸長を阻止するために連帯行動をとることを定め、1155年6月、ローマ共和政の復興を意図するローマ市民の意

と結婚、その死後、ティーリングゲンのユーディット Judith と再婚。従ってヤーズミアゴットは妹を介してヴラディスラフと義兄弟の関係になる。

85) LMA Bd. III, Sp.78f. によれば、「伯領 Grafschaft」が自然的に形成された小規模な自治統合体で、その運営は伯に任せられるのに対し、comitatus は、幾つかの村落や中小の都市を人為的に纏めて一つの行政単位に形成した小規模統合体で、家人によって管理されることが多い。従って、日本の現今の行政単位で言えば comitatus は「郡」に相当しようか（多くの研究者は comitatus を Grafschaft と同一視している）。このような行政単位の設定により王権はその統治を末端にまで浸透させ易くなった、と言われる。尚、「3伯領」が具体的にどの地域を指すかについて一致した見解はない（K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 343 及び Anm. 129 参照）。

86) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 342ff.

気盛んな中、皇帝位に即く。しかし赤髭王がシシリア攻略を実践しないままにイタリアを引き上げたため、ローマ教皇ハドリアヌス4世 Hadrianus IV. (在位 1154-1159) は、1156年6月、一転してシシリア国王との間に「ベネヴェントの和約 Friede von Benevent」を締結、ノルマン勢力との平和共存を図る。フリードリヒ1世赤髭王の皇帝戴冠を兼ねた第1回イタリア遠征には獅子公も参加していた。その遠征からの帰路、皇帝軍は、ヴェローナ近辺のエチ峡谷 Etschklausel にさしかかったとき、山賊に襲われる。ヴィテルスバハ家のバイエルン宮中伯オットー2世は巧みにそれをかわし皇帝軍を無事に通過させる。赤髭王が獅子公にバイエルン太公領を授封したについては、国王選挙の際の約束もさることながら、バイエルン人及び獅子公にかなりの恩義を感じていたため、彼らに対する論功行賞の意味もあったであろう⁸⁷⁾。

1157年10月、ブザンソン Besançon での王国会議において、教皇特使で司教枢機卿ロランドゥス Rolandus (=後の教皇アレクサンダー3世 Alexander III., 在位 1159-1181) と皇帝側との間で、「皇帝権は教皇から与えられたもの」との考えを表明したハドリアヌス4世の手紙の中の単語 *beneficium* を赤髭王の家臣ケルン大司教ライナルド・フォン・ダッセル Rainald von Dassel (在職 1062-1084) が「恩寵、温情」とせずに「封土」と訳したことから騒動が起こり、バイエルンの宮廷伯オットー2世が剣を抜いてロランドゥスに切り掛らんばかりになる⁸⁸⁾。皇帝が彼らの間に入って事態が収拾されるが、この事態の背景には、皇帝権について赤髭王は、オットー朝やザーリア朝の諸皇帝同様、「王権も皇帝権も神から直接に授与されたもの」との神権的観念を持っていて、帝権側と聖権側の皇帝権観の基本的違いがあったことが指摘されよう。

バイエルン太公ハインリヒ12世となった獅子公は、早速、バイエルンで問題を起こす。ライヒェンハル Reichenhall からアックスブルクに通じる塩街道が、当時、イーザル河畔のフェーリング Föhring を通っていた。そのた

87) Ebd., S. 346.

88) Ebd., S. 346.

め、イーザル河に懸る橋の収税所はこの地域の領主で修史家として著名なフライジング司教オットー Otto（在職 1138-1158）に高収入を齎していた。フェーリングには市場開催権と貨幣鑄造権も与えられていた。ザクセンで様々な都市を開発してきた獅子公はこれに目を付けて、1158年、この橋を破壊し、5キロほど上流地点に新たに橋を懸け、収税所を作り、町造りをする。この町が現在のミュンヘンの祖となる。赤髭王は獅子公のこの明白な暴挙を容認し、フライジング司教に対する若干の補償を命じただけに終わる。ミュンヘンはその後すぐ目覚しい発展を遂げ、1180年獅子公がバイエルン太公位を追われたときには最早破壊できないほどになっていた、とのこと⁸⁹⁾。その後も獅子公はレーゲンスブルク司教に対して違法行為を働くなどして問題を起こすが、従兄弟の赤髭王はその都度、獅子公を擁護する。

1158年から約4年間続いた赤髭王の第2次イタリア出兵には、堂々たる軍列を従えて、獅子公、ヴィテルスバハ家のバイエルンの宮廷伯オットー2世、更にはオーストリア太公ヤーズミアゴットも加わり、皇帝軍はミラーノ及びクレモナ Cremona を服属させる。1159年夏、バイエルンの宮廷伯オットー2世は皇帝使節団を率いてローマに入る。9月、ハドリアヌス4世の後任選出は教皇座の分裂を結果し、宮廷伯オットー2世等の少数派に支持された教皇ヴィクトル4世 Viktor IV.（在位 1159-1164）が教皇アレクサンダー3世 Alexander III.（在位 1159-1181）と対立する。ヴィクトル4世並びに彼を支持する赤髭王及びその顧問たちはアレクサンダー3世により破門される。1167年、フリードリヒ赤髭王はローマを攻略したが、ローマに流行ったマラリアのため、ローマを後にせざるを得なくなる。イタリア北部を中心とする「ロンバルディア都市同盟 Lombardischer Städtebund」は根強くフリードリヒ赤髭王に抵抗し、1168年5月、周辺の都市同盟と連帯して、教皇アレクサンダー3世の名に囚んだ城「アレッサンドリア Alessandria」を建設、赤髭王に対抗する。1174年、フリードリヒ赤髭王はアレックス

89) LMA, Bd. VI, Sp.897 及び K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 345.

リア城を攻めるが決着がつかない。獅子公は、イタリアへの従軍義務を課されていなかったため、1167年以後、皇帝軍に従軍しなかった。イタリア情勢が一向に好転しないのに業を煮やした赤髭王は、1176年1月、多分キャヴェンナ Chiavenna でであろう、獅子公に跪いて援軍を要請する。しかし応諾は得られない。獅子公の従軍を得られぬまま戦闘を続けた赤髭王は敗北を重ねる。結局彼は、1177年7月、アレクサンダー3世を正統教皇と認め教皇座の分裂を公式に解消し、不利な条件で正統教皇と「ヴェネツィアの和約 Friede von Venedig」を結ぶ。赤髭王はその後一年ほど北イタリアに滞在する。フリードリヒ赤髭王は、1156年にブルグンド伯ライナルド3世 Rainald III. (生没年等は不詳)の息女で相続人のベアトリクス Beatrix (*1140?-†1184)と結婚していたが、故国への帰途、アルル Arles でブルグンド王位に即く⁹⁰⁾。

一方、ハインリヒ獅子公は、この間に東フランク王国のしがらみから安んじて身を引き離せるほどに、著しい成果を収める、即ち、その富、両大公領を基盤とする権力、スラヴ人制圧の成果に発する自負、英プランタジネット朝 Plantagenêt 国王ヘンリ2世 Henry II. (*1133-†1189)の息女マティルデ Mathilde (*1157-†1189)との結婚(1168年)、数千名の騎士を率いて聖地へ赴く途上でのビザンツ宮廷における絢爛たるレセプション(1172年)、これらは、彼の自負心を強めたばかりか、従兄弟で東フランク王国国王フリードリヒ1世赤髭王への対応をも素っ気無いものとする。獅子公のイタリア従軍拒否がその好例であろう。これらはフリードリヒ赤髭王にハインリヒ獅子公との関係を再検分させるきっかけを与えるに充分過ぎるものであったが、獅子公は、その上更に、赤髭王のイタリア政策を支える皇帝派諸侯を狙って様々に脅迫的干渉を行い、イタリア出兵のために彼らがドイツを離れるのを困難にしていた、という事情もあった。赤髭王にすれば、ローマ教皇アレクサンダー3世とも和平が成立した今となっては、獅子公の支援を以前ほどには必要としなくなっていた。従って、獅子公の不当な諸行為を掩護する必要も消え失せ

90) H. Fuhrmann, Deutsche Geschichte: Sonderausgabe, Bd. 1, S.328-332.

ていた。

獅子公の失脚は、彼に対立するザクセン諸侯が獅子公の違法行為、不当な干渉を訴えたことに始まる。フリードリヒ赤髭王は、獅子公擁護の姿勢を放棄、裁判を成行に任せる。獅子公に対し、1180年1月、両太公領の没収の判決、同年6月、裁判不出頭による帝国永久追放刑の宣告、及びすべての封土・私有地の没収の判決が言い渡される。バイエルン太公ハインリヒ12世獅子公を弁護する声はバイエルンから一つとして挙がらなかった。100年以上続いたヴェルフ家のバイエルン支配もバイエルンにとっては根無し草であったことが明らかになる。それでも彼は執拗にザクセンから従兄弟の赤髭王に反抗を続け、その後、イギリスに渡る。1194年、彼は、フリードリヒ1世赤髭王の子息で後継者のハインリヒ6世と和解し、その一年後の1195年8月、ブラウンシュヴァイク Braunschweig で死去する。この時、バイエルンは既にヴィテルスバハ家の時代に入っていた⁹¹⁾。

1180年4月、獅子公から没収されたザクセン太公領は二分割され、東部はアスカニア家 Askanier のベルンハルド Bernhard (*1140-†1212) に、西部はケルン大司教に与えられる。同年9月、バイエルン太公領も更に二分割され、シュティアマーク Steiermark が太公領に格上げされて、その太公 dux Styre には辺境伯であったオタカル4世 Otakar IV. (*1163-†1192) が昇格・任命され、中心部バイエルン太公領はヴィテルスバハ家のバイエルンの宮廷伯オットー2世に与えられる。結果的に太公領が小規模化し、中央権力の目が行き届き易い行政単位が形成される。

更に1180年、フリードリヒ赤髭王は帝国諸侯身分 principes imperii 制度を導入する。この制度に定められた諸侯が帝国直属、つまり帝国直臣の地位を占めることになり、帝国諸侯身分制度 Heerschild 或は Heerordnung は、封建制と密着しつつ、封土法 (Lehnrecht レーン法) 上の諸侯の身分を確定し、封土授与範囲、軍役動員可能な家臣の範囲等 (同身分内は禁じられ、上から下

91) K. Reindel, Von den Karolingern zu den Welfen, S. 348f.

への体系)を規定し、封建制の枠組を固める。「ザクセン法鑑 Sachsenspiegel」に準じてこの制度の概要を示せば、以下ようになる：第一身分＝国王（皇帝）、第二身分＝聖界帝国諸侯、第三身分＝俗界帝国諸侯、第四身分＝自由身分者、第五身分＝参審資格を持つ⁹²⁾自由身分者並びに自由身分者の家臣、第六身分＝第五身分の家臣、及び第七身分＝定義不明⁹³⁾。

1184年聖霊降臨祭に、赤髭王はマインツで帝国会議を開催し、それに宮廷祭宴が続く。騎士的宮廷文化が花開き始める。

1186年1月、ミラーノでフリードリヒ1世赤髭王の嫡子ハインリヒ6世 Heinrich VI. (*1165-国王 1169/90-皇帝 1191-1197) とシシリア国王ルジェーロ2世 Ruggero II. (伯 1105-国王 1130-1154) の息女コンスタンツェ Constanze (*1154以後-†1198) との婚礼が行われる。これは赤髭王によるノルマン勢力のシシリア支配の承認を意味する。従って、教皇領が東フランク王国とビザンツ帝国の両強国に囲まれることへの戦慄がローマ教皇座に走る。俗権と聖権の対立は深まり、ローマがフリードリヒ赤髭王の教会支配を批判すると、赤髭王はハインリヒ6世に教皇領の大部分を占領させてしまう。しかし結局、赤髭王は妥協し、ハインリヒ6世によって占領された教皇領を返還、教皇の要請に従って、1188年、第3回十字軍への参加を決定、1189年5月、聖地に向かう。しかし、1190年6月10日、東フランク王国国王フリードリヒ1世赤髭王はトルコのサレフ河 Saleph で水浴中溺死し、聖地に到達する以前にあっけない最後を遂げる。

フリードリヒ1世赤髭王からバイエルン太公位を受けたヴィテルスバハ家

92) E. Haberkern u. J.F. Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, Francke, 1964. S. 208ff. u. 297 u. 555によれば、自由身分者 freie Herren 或いは Freierherren とは、伯 Graf に次ぐ王国役職とされ、領主による人身支配から自由な独立的地主を言う。中世においては農民は殆ど非自由民。参審資格を持つ自由身分者 Schöffenbarfreie とは、下級法廷の裁判官になり得る自由身分者で、その資格は、少なくとも3フーフエ（フーフエは幅がある面積単位で凡そ27万平米程度?）以上の土地を所有する自由身分の地主、或いは家人、とされる。

93) LMA, Bd. IV. Sp.2007f.

のオットー2世の家系は、史料上は古くまで遡れない。アヴェンティーヌス（*1477-†1534, 本稿前編・註33参照）は、シャィェン Scheyern の最初の伯は、バイエルン太公アルノルフ Arnolph（=アルヌルフ悪玉公）の子息アルノルフ Arnolph で、この子息がシェイルン Scheirn（=シャィェン）を造った、と述べて、ヴィテルスバハ家の由来を10世紀まで遡り、彼は次のように推測する：シャィェン地域にはスキーレン人 Skiren（本稿前編・90ページ参照）が居住しており、ヴィテルスバハ家はその後裔かもしれない、と⁹⁴⁾。しかしここには、具体的にどのような系譜を辿ってルーイトポルド家のアルヌルフ悪玉公（在職 907-937, 本稿前編 61 ページ以下参照）に繋がるかについての発言は無い。このような推測を交えての論を進めて行けば、ヴィテルスバハ家の祖先はカーロリング家、と断ずることも不可能ではない。アヴェンティーヌスの言はヴィテルスバハ家の系譜を作成しようとする場合、ヒントを与えこそするが、何ら具体的なデータを提供しない。この間の事情は、近年の研究においてもまったく同じで、ヴィテルスバハ家の最古の状況を伝える史料は未だ現れていない⁹⁵⁾が、現在は大体以下の如き繋がりです。ヴィテルスバハ家はその祖先を推定し得る、とされる⁹⁶⁾。史料に登場する最古のヴィテルスバハ家の人物は、1040年頃から1078年頃までフライジングの大司教区付僧院の寄進名簿に度々登場するシャィェン伯オットー comes Otto de Skyrun（†1078以後）である。彼はシャィェンからケルハイム Kelheim に広がる伯領を管轄していたと推定される。この最初のシャィェン伯が、フライジング司教区の免除特権保護司であり、フライジング司教座の世俗的支配権を行使していた。このシャィェン伯の先祖がルーイトポルド家の創始者ルーイトポルド伯（在職 895-†907）の後裔とされ、ルーイトポルド伯の子息のアルヌルフ悪玉公、

94) Pankraz Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher und des Klosters Scheyern, in: Toni Grad (hg.), Die Wittelsbacher im Aichacher Land, Verlag Mayer & Söhne KG, Aichach, 1980. S.13.

95) Ebd., S.13.

96) Ebd., S.13f. u. S.29-31.

その子息のアルヌルフ宮廷伯 (*?-†954), その子息ライゼンスブルクのベルトルド (†976年以後) を経て, 史料的には確認されていないシャィアン伯バボ⁹⁷⁾ Babo に至り, バボの子息で伯オットー Otto が, 上述のシャィアン伯オットーの父に当たる, とされる。ここまでの系譜を纏めれば, ルーイトポルド家 (本稿前編・註 12 参照) 創始者ルーイトポルド伯→アルヌルフ悪玉公→アルヌルフ宮廷伯→ライゼンスブルクのベルトルド→?シャィアン伯バボ→?伯オットー→?シャィアン伯オットー, となる (人名の前に置かれた?印は史料の根拠の欠如を示す)。これが推測をも含めて辿ったヴィテルスバハ家とルーイトポルド家のつながり⁹⁸⁾である。修史家フライジングのオットーも, アルヌルフ宮廷伯をシャィアン伯オットーら一族の祖, 即ちヴィテルスバハ家の先祖と考えている, との報告もある⁹⁹⁾。

シャィアン伯オットー, 即ちオットー 2 世以後の系図はすべて史料の確認に基づく。このシャィアン伯オットー 2 世は二度目の妻との間にエケハルド 1 世 Ekkehard I. (†1091 以前), ベルンハルド 1 世 Bernhard I. (†1104), 及びオットー 3 世 Otto III. (†1121/22) を設ける。長子エケハルド 1 世の子息の一人オットー 5 世 Otto V. (†1156) が, 古い城の廃墟の上に新たに造られた城

97) W. Störmer, in: LMA, Bd. I, Sp. 1322f. によれば, バボ家 Babonen 或は Pabonen は 10 世紀末から系譜が判る。同家からレーゲンスブルク城伯, ドナウ河西地域地域の伯が出ていて, 1196 年に同家が消滅すると, その遺領はヴィテルスバハ家に引き継がれる, とされる。この説に従えば, バボ家の遺産がヴィテルスバハ家に引き継がれるのは, ヴィテルスバハ家の第二代バイエルン太公ルードヴィヒ 1 世 Ludwig I. (*1174-†1231) の時代頃であろうか。更に本稿註 58 にあるように, ヴィテルスバハ家は, ズルツバハ家が 1188 年に断絶した後, 同家の遺領の一部も吸収したらしい。

98) Pankraz Fried, Die Herkunft der Wittelsbacher, in: Hubert Glaser (hg.), Die Zeit der frühen Herzöge, München, Hirmer Verlag, 1980. S.30 によれば, 同様に推測に頼ってヴィテルスバハ家の先祖を, アギロルフィング家のバイエルン太公ガリバルド 1 世, とする説もある。

99) K. Reindel, Die bayerischen Luitpoldingen 893-989, München, C.H. Beck, 1953. S.220. 尚, この書にはヴィテルスバハ家とルーイトポルド家間のつながりを推定した系譜も掲載されている。

の名ヴィテルスバハ Wittelsbach——これは近年の発掘で判ったらしい——に因んで1115/16年頃から一家をヴィテルスバハ家 Wittelsbacher と名乗り始め¹⁰⁰⁾、彼が、ヴィテルスバハ伯1世、同時にバイエルンの宮廷伯1世であり、通常ヴィテルスバハ家のオットー1世とされる。その子息オットー8世(†1183)、即ち、バイエルンの宮廷伯オットー2世が、フリードリヒ1世バルバロッサによりバイエルン太公に任命されて、バイエルン太公としてオットー1世とされる。史料上の確認に基づくヴィテルスバハ家の系譜を纏めれば、シャィアン伯オットー2世→シャィアン伯エケハルド1世→バイエルンの宮廷伯オットー1世→バイエルンの宮廷伯オットー2世、即ち、バイエルン太公オットー1世という形になる。従って、史料的に確認されてから第4代目のヴィテルスバハ家当主が、1180年、ヴェルフ家に替わってバイエルン太公に任命され、バイエルンの新たな変転豊かな歴史の創始者となる。ヴィテルスバハ家は以後、第一次世界大戦終了時の1918年まで、738年の永きに亘って、バイエルンを統治する。

おわりに

「慈悲」、いつくしみあわれむ心、これは生きとし生けるものすべてを苦しみから救済する。この愛の精神は阿弥陀信仰に具体化される。決して生者を殺さないという心情もここに根差す。阿弥陀仏、観音像が我々を惹きつけてやまないのも、こんなところに起因するのだろう。「つなぐ力と解く力」が聖ペテロを通して神から教皇に与えられていると前提するキリスト教は、異

100) Pankraz Fried, Zur Frühgeschichte der Wittelsbacher, S.14.

[訂正] 本紀要第33号の筆者による論文「グレゴリウス改革とバイエルン・前編」109ページ註130の5-7行目「因みに Immunität, Vogt の——fautor (促進者・保護者)」を以下のごとく訂正する: Immunität はラテン語の immuns (義務の無い・義務を免除された)を、Vogt はラテン語の vocatus (保護のために召還された)を語源とする(Vogt については Fritz Tschirch, Einführung in das Studium des Mittelhochdeutschen, 1963, Jena und Leipzig, Verlag von Wilhelm Gronau, S. 35 による)。

端概念を強烈に打ち出し、キリスト教に帰依した者とそうでない者を二分する。異端者はキリスト者世界の外に生きる。彼らは現世において既に地獄の苦しみを嘗めて当然とされ、執拗な迫害、残酷な処罰が行われる。信仰を深める場である僧院の一隅が国事犯や異端者の収容所、更には処刑場と化す。敵と味方を峻別するこのような思考は、キリスト教世界の日常生活にも根を張る。

宗教は、仏教であろうとキリスト教であろうと、現世に帰属する以上、政治的存在たらざるを得ない。叙任権闘争を振り返ってみると、政教分離を意図したと読める動きもないではない。だが、権威を笠に着て階層を積み重ね、教条化の深みにはまって行った既存組織の中には、イエスの説く道を真に追求する者たちの居場所は既に無かったのではあるまいか。

<完>

本稿はミュンヘン大学教授・バイエルン史研究所所長 Prof. Dr. Walter Ziegler 氏のご好意と同研究所の便宜提供を受けて成ったものである。特記して感謝の意を表したい。またグレゴリウス改革について筆者に助言を下されたミュンヘン大学名誉教授 Prof. em. Dr. Wilhelm Störmer 氏、及び、エァランゲン大学文学部助手 Dr. Andreas Otto Weber 氏の両氏にも厚く御礼申し上げる。

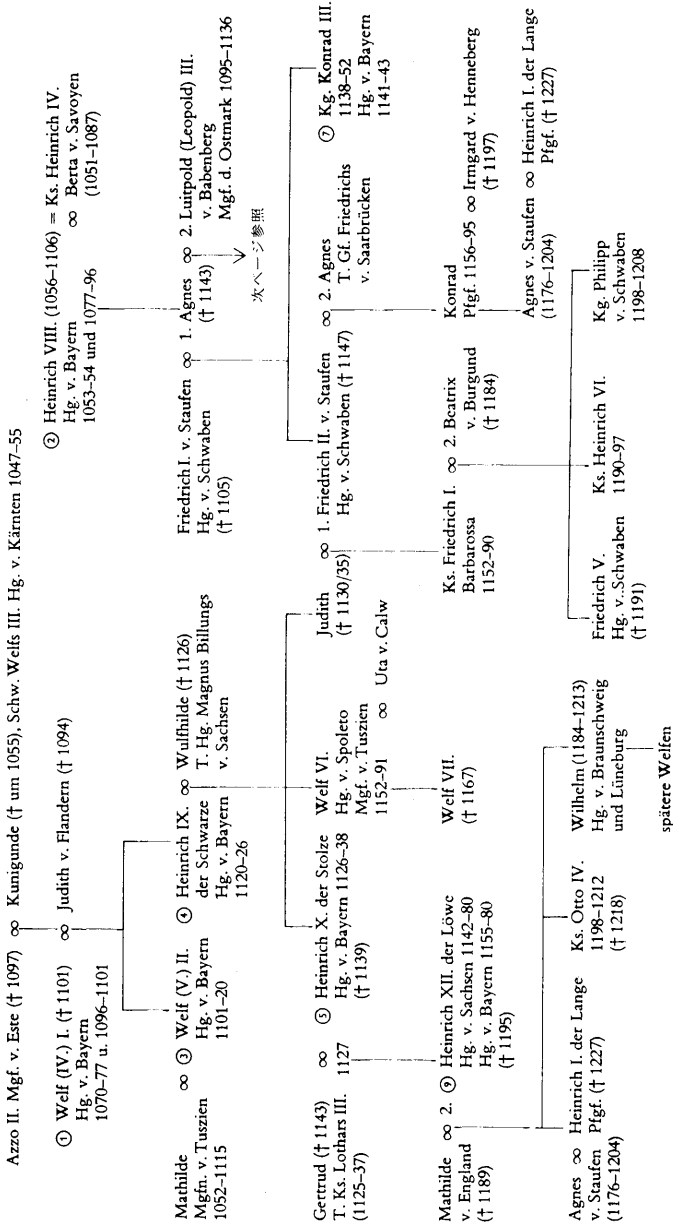
本論放をもって、筆者によるバイエルンに関する一連の「歴史的地域研究試論」を終える。拙論のために多くの紙数を割いて下さった日吉紀要刊行委員会及び紀要「ドイツ語学・文学」の編集委員各位に心からの感謝を捧げる。

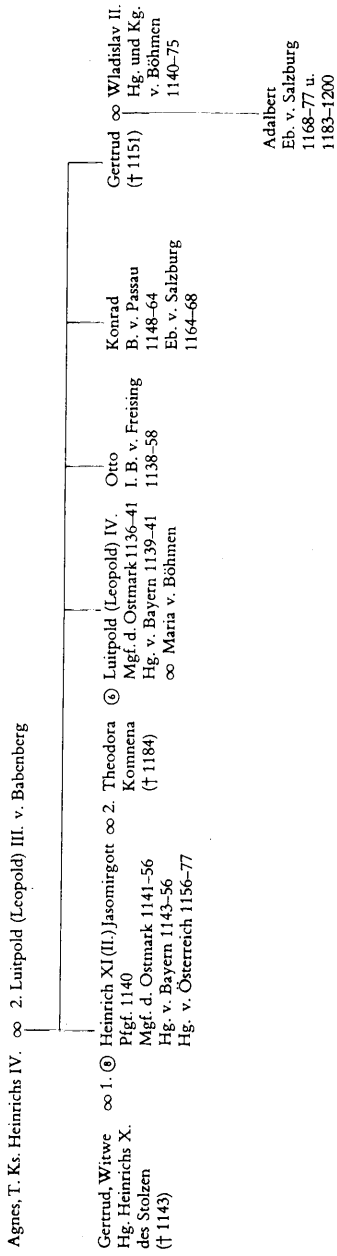
2001年11月5日

ミュンヘンにて

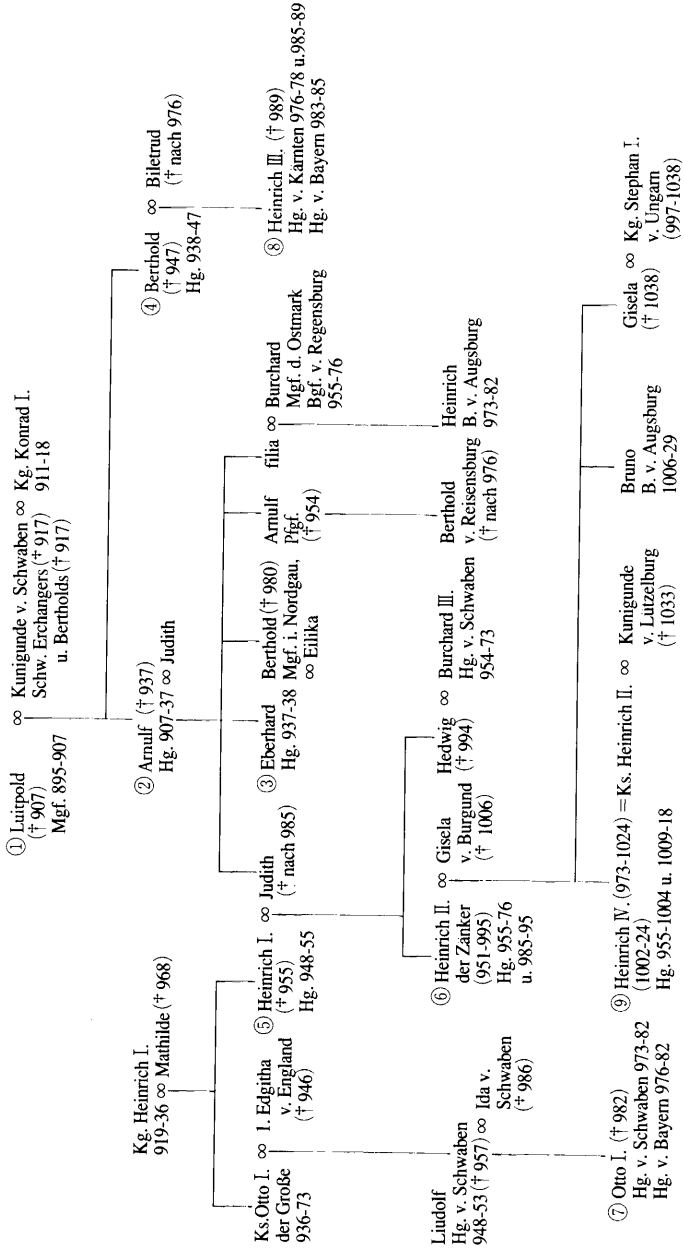
筆者

ヴェルフ家, シュトゥアフェン家, バーベンベルク家系図 註15 (本稿前編) の書, S.670f.

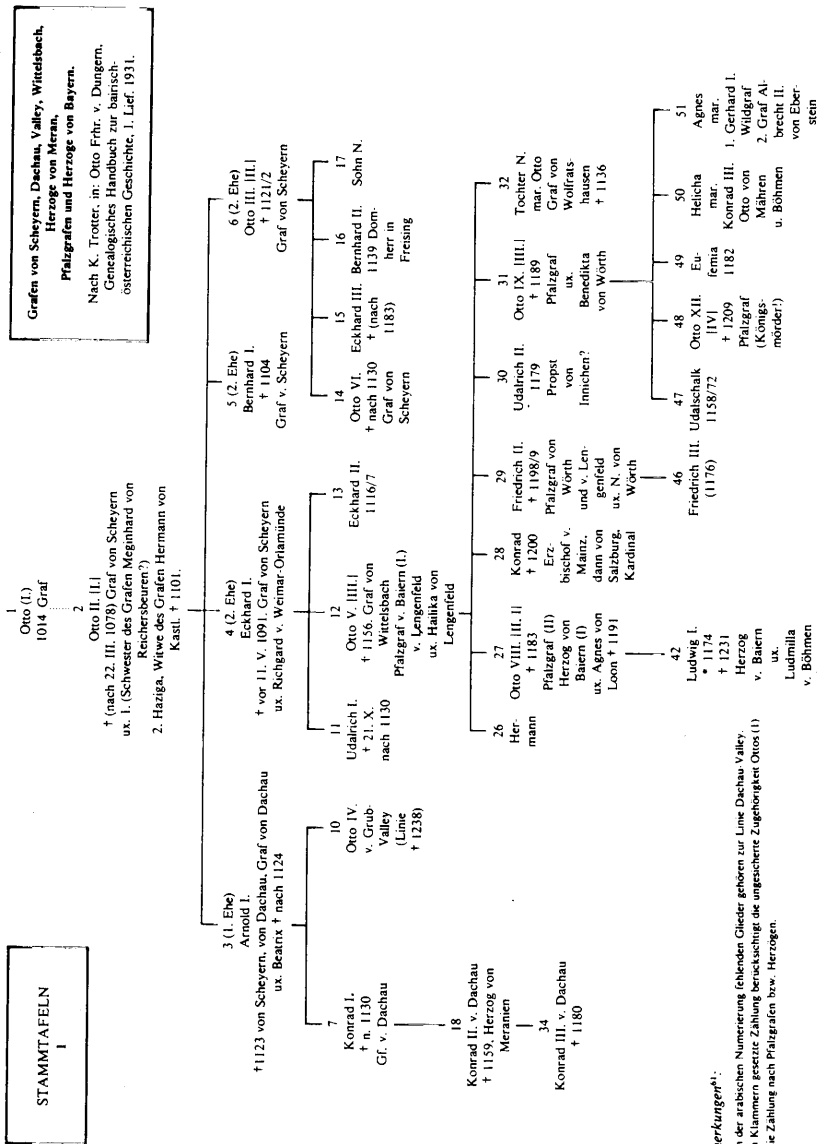




ルーイトポルト家略譜 Max Spindler の書, S.669.



グイテルスバハ家系図 (II) 註94の書, S.31.



Anmerkungen¹⁾:
 Die in der arabischen Nummerierung fehlenden Glieder gehören zur Linie Dachau Valley.
 Die in Klammern gesetzte Zählung berücksichtigt die ungesicherte Zugehörigkeit Otos (1)
 und die Zählung nach Pfalzgrafen bzw. Herzogen.